



島根県報

平成18年 3 月24日 (金)
号外 第 16 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県行政組織規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則 (規則第17号)

1 規則の概要

- (1) 地域政策推進会議を廃止することとした。
- (2) 平成18年度組織改正を次のように行うこととした。

ア 本庁

部	課	改正の概要
総務部	総務課	「大学改革室」を廃止し、「法人設立準備室」を設置
	人事課	業務を職員課から移管し、「福利厚生室」を設置
	職員課	業務を人事課に移管し、廃止
地域振興部	市町村課	「市町村合併支援室」を廃止し、「権限移譲推進室」を設置
健康福祉部	医療対策課	「医師確保対策室」を設置
農林水産部	農畜産振興課	「家畜病性鑑定室」を設置
商工労働部	しまねブランド推進課	「貿易促進支援室」を設置

イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
総務部	県民センター	業務を地域振興部から移管し、新設
地域振興部	総務事務所	業務を総務部に移管し、廃止
健康福祉部	身体障害者授産センター	廃止
	さざなみ学園	廃止
	こくぶ学園	廃止
農林水産部	農林振興センター	再編
	中海干拓営農センター	業務を東部農林振興センターに移管し、廃止
	しまねの味開発指導センター	業務を農業技術センターに移管し、廃止
	種畜センター	業務を畜産技術センターに移管し、廃止
	水産技術センター	「水産試験場」を廃止し、「水産技術センター」を設置
	内水面水産試験場	業務を水産技術センターに移管し、廃止

	栽培漁業センター	業務を水産技術センターに移管し、廃止
土木部	県土整備事務所	農林振興センター農林公共実施部門と統合し、新たに「県土整備事務所」を設置

(3) その他所要の改正

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第17号

島根県行政組織規則

島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 政策企画会議（第6条 - 第9条）

第3章 本庁

第1節 部（第10条）

第2節 出納局（第11条）

第3節 分課（第12条 - 第15条）

第4節 職制（第16条）

第4章 地方機関

第1節 通則（第17条 - 第20条）

第2節 総務部の主管に属する機関（第21条 - 第27条）

第3節 地域振興部の主管に属する機関（第28条 - 第30条）

第4節 環境生活部の主管に属する機関（第31条 - 第36条）

第5節 健康福祉部の主管に属する機関（第37条 - 第48条）

第6節 農林水産部の主管に属する機関（第49条 - 第59条）

第7節 商工労働部の主管に属する機関（第60条 - 第67条）

第8節 土木部の主管に属する機関（第68条 - 第72条）

第9節 職制（第73条・第74条）

第5章 附属機関（第75条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、知事及び出納長の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めるものとする。

（規定事項）

第2条 前条の組織を構成する機関の設置、内部組織、所掌事務及び職制は、法令、条例又は規則に定めがあるもののほか、この規則で定める。

2 法令又は条例の規定により設けられた機関の名称、位置、所管区域等についても、必要に応じこの規則に掲記するも

のとする。

(機関の区分)

第3条 前条の機関を区分して、政策企画会議、本庁、地方機関及び附属機関とする。

2 政策企画会議とは、県政の基本的かつ重要な事項に関する方針及び総合的な調整を要する事項を審議するための機関をいう。

3 本庁とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づく内部組織として置かれる部

(2) 法第158条第1項の規定に基づく内部組織として置かれる分課

(3) 法第171条第6項の規定に基づき置かれる出納局及び課

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 法第155条第1項の規定に基づく支庁及び県民センター

(2) 法第156条第1項の規定に基づく行政機関

(3) 法第158条第1項の規定に基づく内部組織として置かれる分課(本庁に置かれるものを除く。)

(4) 法第244条の2第1項の規定に基づく公の施設

5 附属機関とは、法第138条の4第3項の規定に基づく自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

(行政機能の発揮)

第4条 各機関は、知事の指揮監督のもとに機関相互の連絡を図り、すべて一体となって行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(臨時又は特別の事務の組織等)

第5条 臨時又は特別の事務でこの規則で定める組織により処理することが不適当なものについては、別に必要な組織を設け、又は職員を指定して当該事務を処理させることができる。

第2章 政策企画会議

(設置)

第6条 政策企画会議を置く。

(構成)

第7条 政策企画会議は、知事、副知事、出納長、政策企画局長、本庁の各部長その他知事が必要と認める者をもって構成する。

(審議事項)

第8条 政策企画会議の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 県政の基本方針に関する事項

(2) 総合計画に関する基本的事項

(3) 重要施策の基本的事項

(4) 特に重要な行事に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか、県政運営上知事が特に必要と認める事項

(運営方法等)

第9条 政策企画会議の運営方法その他必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 本庁

第1節 部

(名称)

第10条 島根県部設置条例(平成15年島根県条例第16号)第2条の規定により置かれた部は、次のとおりである。

政策企画局

総務部

地域振興部
 環境生活部
 健康福祉部
 農林水産部
 商工労働部
 土木部

第2節 出納局

(設置)

第11条 出納長の権限に属する事務及び知事の権限に属する事務を処理させるため、出納局を置く。

第3節 分課

(設置及び内部組織)

第12条 次の表の左欄に掲げる部及び局にそれぞれ同表の中欄に掲げる課又は室(以下この項、第14条及び第15条において「課等」という。)を置き、同欄に掲げる課等にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部又は局	課 等	グループ又はスタッフ
政策企画局	政策企画監室	総務スタッフ、政策スタッフ、企画調整・地方分権スタッフ、石見地域振興スタッフ
	秘書課	総務グループ、秘書グループ
	広聴広報課	総務広聴グループ、広報報道グループ
	統計調査課	情報企画グループ、調査分析グループ、人口労働グループ、商工農林グループ、生活消費グループ、統計分析スタッフ
総務部	総務課	総務予算グループ、法令グループ、学事文書グループ、情報公開グループ、大学改革スタッフ、竹島担当スタッフ
	人事課	職員グループ、給与グループ、人事グループ、行政管理グループ
	財政課	予算第一グループ、予算第二グループ、予算第三グループ、財政改革グループ
	税務課	企画税制グループ、課税グループ、税務電算グループ、自動車税管理グループ
	管財課	管理調整グループ、庁舎管理グループ、公有財産グループ、県有財産活用推進スタッフ
	営繕課	企画グループ、建築グループ、設備グループ、施設保全スタッフ、県有建物点検指導スタッフ
	消防防災課	消防保安グループ、防災・情報グループ、防災・危機管理スタッフ
地域振興部	地域政策課	総務予算グループ、政策企画スタッフ
	市町村課	行政グループ、選挙グループ、財政グループ、交付税グループ
	情報政策課	情報政策グループ、情報システム管理グループ
	交通対策課	地域交通スタッフ、交通安全スタッフ
	土地資源対策課	土地審査グループ、土地計画グループ、地域エネルギースタッフ
環境生活部	環境生活総務課	総務予算グループ、企画調整スタッフ、安全・安心スタッフ、湖沼環境スタッフ
	人権同和対策課	調整グループ、同和対策スタッフ
	文化国際課	国際交流グループ、旅券スタッフ
	自然環境課	自然公園グループ、自然保護グループ、ラムサールスタッフ
	環境政策課	環境企画グループ、大気環境グループ、水環境グループ、環境スタッ

		フ、アスベスト対策スタッフ、水質保全スタッフ
	廃棄物対策課	施設整備グループ、指導グループ、循環型社会推進スタッフ
健康福祉部	健康福祉総務課	総務情報グループ、予算経理グループ、企画調整スタッフ、医療制度改革スタッフ
	地域福祉課	地域福祉グループ、生活保護グループ、指導監査第一スタッフ、指導監査第二スタッフ、石見スタッフ
	医療対策課	医事・医療従事者確保グループ、医療機能確保グループ、西部医療スタッフ
	健康推進課	疾病療養支援グループ、母子・難病支援グループ、健康増進グループ、医療保険グループ、医療事務指導スタッフ
	高齢者福祉課	介護予防・運営支援グループ、施設福祉グループ、在宅福祉グループ、少子高齢社会スタッフ、援護恩給スタッフ
	青少年家庭課	児童福祉グループ、保育支援グループ、母子福祉グループ、青少年育成スタッフ、児童・家庭相談支援スタッフ
	障害者福祉課	計画推進グループ、支援第一グループ、支援第二グループ、自立支援スタッフ、施設運営スタッフ
	薬事衛生課	水道グループ、薬事・営業指導グループ、感染症グループ、食品衛生グループ、食の安全スタッフ
農林水産部	農林水産総務課	総務グループ、予算経理グループ、調整スタッフ、団体検査スタッフ
	農業経営課	農地調整グループ、金融・団体グループ、担い手育成グループ、農地利用促進グループ、技術普及グループ、担い手育成担当スタッフ、企業参入促進スタッフ
	農畜産振興課	農畜政グループ、支援事業グループ、農産グループ、園芸グループ、畜産グループ、有機農業グループ、構造対策緊急地域スタッフ、食肉公社・安全衛生調整スタッフ、特作プロジェクトスタッフ
	農村整備課	企画調査グループ、用地管理グループ、農村基盤グループ、資源保全スタッフ
	農地整備課	水利防災グループ、農道整備グループ、本庄工区スタッフ
	林業課	林政企画グループ、公有林グループ、林業普及スタッフ、森林組合育成強化スタッフ、緑化センター管理スタッフ、水と緑の森づくりスタッフ
	森林整備課	森林計画グループ、森林保全グループ、森林育成・間伐グループ、治山・林道グループ
	水産課	経営流通グループ、漁業管理グループ
	漁港漁場整備課	管理グループ、計画グループ、整備グループ
商工労働部	商工政策課	総務予算グループ、計量グループ、政策企画スタッフ
	観光振興課	観光企画グループ、観光宣伝グループ、広域観光推進支援スタッフ
	産業振興課	総務企画グループ、戦略プロジェクトグループ、地域産業創造グループ、産業競争力強化グループ、健康食品産業プロジェクトスタッフ、地域産業システム支援スタッフ
	企業立地課	立地推進グループ、企業誘致スタッフ
	経営支援課	金融グループ、団体商業グループ、高度化支援グループ
	労働政策課	労働福祉グループ、雇用対策グループ、職業能力開発グループ、就業

		支援スタッフ
土木部	土木総務課	総務グループ、予算経理グループ、企画調整スタッフ
	技術管理課	企画調査グループ、土木設計基準グループ、農林設計基準グループ、公共事業調整スタッフ、工事検査監スタッフ
	用地対策課	公共用地グループ、収用管理グループ、国土調査スタッフ
	道路維持課	道路管理グループ、道路維持グループ、交通安全・市町村道グループ
	道路建設課	管理グループ、企画調査グループ、県道建設グループ、第五大橋・国道建設スタッフ
	高速道路推進課	高速道企画グループ、高速道調整グループ
	河川課	管理グループ、企画防災グループ、河川海岸整備グループ
	斐伊川神戸川対策課	ダム・放水路地域スタッフ、大橋川地域スタッフ
	港湾空港課	管理グループ、港湾整備グループ
	砂防課	管理・災害調整グループ、砂防保全グループ、総合土砂災害対策スタッフ
	都市計画課	管理グループ、計画グループ、街路グループ、開発・公園グループ
	下水道推進課	管理グループ、推進グループ
	建築住宅課	住宅管理グループ、住宅建設グループ、建築指導グループ、住宅企画グループ、企画調整スタッフ
	出納局	会計課
審査課		資金・国費グループ、審査第一グループ、審査第二グループ、資金管理スタッフ

2 次の表の左欄に掲げる部が特定の事務を共同処理するため、同表の中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	課	グループ又はスタッフ
農林水産部 商工労働部	しまねブランド推進課	販路拡大グループ、ブランド化グループ、マーケティング推進グループ、地域産品育成スタッフ

3 総務部消防防災課に防災航空管理所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
消防防災課防災航空管理所	簸川郡斐川町

4 消防防災課防災航空管理所に、防災航空隊を置く。

5 前各項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の中欄に掲げる室又はセンターを置き、同欄に掲げる室又はセンターにそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

課	室又はセンター	グループ又はスタッフ
総務課	法人設立準備室	
人事課	新行政システム推進室	
	福利厚生室	保健グループ
税務課	徴収・市町村税支援室	
消防防災課	原子力安全対策室	
地域政策課	地域振興室	定住・中山間グループ、まちづくり支援グループ

市町村課	権限移譲推進室	
情報政策課	電子自治体推進室	
交通対策課	航空対策室	
環境生活総務課	N P O 活動推進室	
	男女共同参画室	
	消費生活室	
人権同和対策課	人権啓発推進センター	啓発スタッフ、研修スタッフ
文化国際課	文化振興室	
医療対策課	医師確保対策室	
	県立病院管理室	
青少年家庭課	少子化対策推進室	
農林水産総務課	政策推進室	
農畜産振興課	食料安全推進室	農産物安全担当スタッフ、畜産物安全担当スタッフ
	家畜病性鑑定室	
農地整備課	国営事業対策室	
林業課	木材振興室	
森林整備課	鳥獣対策室	
水産課	海づくり推進室	
	漁協合併支援室	
しまねブランド推進課	貿易促進支援室	
土木総務課	建設産業対策室	
河川課	河川開発室	
港湾空港課	空港整備室	
都市計画課	景観政策室	

6 総務課法人設立準備室は、浜田市に置く。

7 農畜産振興課家畜病性鑑定室は、出雲市に置く。

8 人権同和対策課人権啓発推進センターに西部人権啓発推進センターを置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
人権同和対策課人権啓発推進センター西部 人権啓発推進センター	浜田市

(主管課)

第13条 第10条に掲げる部及び出納局に、当該部又は出納局に係る次に掲げる事務を所掌する課(以下「主管課」という。)を置く。

- (1) 主要な施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 行政運営の管理改善に関すること。
- (3) 人事及び予算の調整に関すること。
- (4) 予算経理及び決算その他別に定める庶務事務に関すること。
- (5) 市町村への権限移譲に関すること。
- (6) 各課との連絡調整及び他課の所掌に属しない事項に関すること。
- (7) 他の部又は局との関連事項についての調整に関すること。

2 次の表の左欄に掲げる部及び局の主管課は、それぞれ同表の右欄に掲げる課とする。

部 又 は 局	主 管 課
政策企画局	政策企画監室
総務部	総務課
地域振興部	地域政策課
環境生活部	環境生活総務課
健康福祉部	健康福祉総務課
農林水産部	農林水産総務課
商工労働部	商工政策課
土木部	土木総務課
出納局	会計課

3 しまねブランド推進課に係る第1項各号に掲げる事務のうち、第3号及び第4号の事務については商工政策課が、その他の事務については農林水産総務課及び商工政策課が所掌するものとする。

(課等の所掌事務)

第14条 第12条第1項の規定により置かれた課等の所掌事務は、前条第1項に規定するもののほか、次のとおりとする。

政策企画局

政策企画監室

- (1) 県政の総合的な計画及びその調整に関すること。
- (2) 重要施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 政策企画会議に関すること。
- (4) 知事会に関すること。
- (5) 中国地方開発に関すること。
- (6) 行政評価の推進に関すること。
- (7) 地方分権に関すること。

秘書課

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 栄典及び表彰(職員に関するものを除く。)に関すること。

広聴広報課

- (1) 広聴に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 報道に関すること。

統計調査課

- (1) 統計調査に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 統計の解析及び研究に関すること。
- (3) 統計資料の整備及び刊行に関すること。
- (4) 統計事務の指導及び調整に関すること。
- (5) 統計知識の普及活動の推進に関すること。

総務部

総務課

- (1) 竹島に関すること。
- (2) 条例、規則その他規程の審査及び公布並びに法令に関する総合調整に関すること。
- (3) 県報発行及び官報報告に関すること。
- (4) 行政書士に関すること。
- (5) 宗教法人に関すること。

- (6) 知事が所管する公益法人に係る総合調整に関する事。
- (7) 公文書の收受、発送、浄写、編さん及び保存並びに公印の管守に関する事。
- (8) 私立学校に関する事。
- (9) 情報公開、個人情報の保護及び知事の資産公開に関する事。
- (10) 隠岐支庁及び県民センターに関する事。
- (11) 東京事務所に関する事。
- (12) 県立大学及び県立短期大学に関する事（法人設立準備室）。
- (13) 財団法人北東アジア地域学術交流財団の業務運営に関する事（法人設立準備室）。
- (14) 公立大学法人の設立に関する事（法人設立準備室）。

人事課

- (1) 地方職員共済組合に関する事。
- (2) 職員互助会に関する事。
- (3) 職員の児童手当に関する事。
- (4) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (5) 職員の給与の支給に関する事。
- (6) 職員の定数に関する事。
- (7) 職員の表彰に関する事。
- (8) 職員の進退及び身分並びに服務及び監察に関する事。
- (9) 職員の研修及び勤務成績の評定に関する事。
- (10) 職員の賠償責任に関する事。
- (11) 行政考査及び能率に関する事。
- (12) 職員団体に関する事。
- (13) 外部監査に関する事。
- (14) 自治研修所に関する事。
- (15) 行政手続に関する事。
- (16) 執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局等の職員の定数及び身分取扱いについての連絡調整に関する事。
- (17) 新行政システムの推進に関する事（新行政システム推進室）。
- (18) 県の公社、事業団等に係る総合調整に関する事（新行政システム推進室）。
- (19) 行政組織に関する事（新行政システム推進室）。
- (20) 執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局等の組織についての連絡調整に関する事（新行政システム推進室）。
- (21) 職員被服等の貸与に関する事（福利厚生室）。
- (22) 恩給及び退職料に関する事（福利厚生室）。
- (23) ライフプラン推進計画に関する事（福利厚生室）。
- (24) 職員の公務災害補償に関する事（福利厚生室）。
- (25) 地方公務員災害補償基金に関する事（福利厚生室）。
- (26) 庁中儀式に関する事（福利厚生室）。
- (27) 職員の厚生に関する事（福利厚生室）。
- (28) 職員の勤労者財産形成貯蓄に関する事（福利厚生室）。
- (29) 職員の労働安全衛生に関する事（福利厚生室）。

財政課

- (1) 予算及び財政に関する事。
- (2) 県議会に関する事。

(3) 県の公社、事業団等の業務運営に対する財政的関与に関する事。

税務課

- (1) 県税に関する事。
- (2) 普通徴収に係る県税の賦課徴収に関する資料の作成に関する事。
- (3) 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税に関する事。
- (4) 課税自主権の活用に関する事。
- (5) 県税の徴収対策に関する事(徴収・市町村税支援室)。
- (6) 市町村の税務行政に係る支援に関する事(徴収・市町村税支援室)。

管財課

- (1) 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (2) 土地開発基金に関する事。
- (3) 県庁舎(県議会議事堂を含む。以下同じ。)及び県庁舎内諸施設の維持管理に関する事。
- (4) 県庁舎内及び県庁構内の取締りに関する事。
- (5) 県有建築物の修繕計画及び県庁舎の修繕に関する事。
- (6) 職員宿舎に関する事。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (8) 県有財産の火災共済に関する事。

営繕課

- (1) 県有建物(土木部建築住宅課の所掌に属するものを除く。第4号及び第5号において同じ。)の建築及び修繕に関する事。
- (2) 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関する事。
- (3) 建築工事に係る設計施工基準及び積算基準に関する事。
- (4) 県有建物の保全に関する事。
- (5) 県有建物の定期点検に関する事。
- (6) 市町村等が行う建築の技術支援に関する事。

消防防災課

- (1) 危機管理に関する事(他課の所掌に属するものを除く。第3号において同じ。)
- (2) 国民の保護に関する事。
- (3) 消防に関する事。
- (4) 災害対策に関する事。
- (5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の施行に関する事。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- (7) 自衛官の募集及び自衛隊委託事業に関する事。
- (8) 高圧ガス及び火薬類の取締りに関する事。
- (9) 防災行政無線に関する事。
- (10) 総合防災システムに関する事。
- (11) 防災ヘリコプターの運航に関する事。
- (12) 消防学校に関する事。
- (13) 原子力の安全対策及び防災対策に関する事(原子力安全対策室)。

地域振興部

地域政策課

- (1) 定住施策の企画立案に関する事(地域振興室)。
- (2) 離島、半島地域、過疎地域、辺地及び山村の振興に関する事(地域振興室)。

- (3) 総合保養地域及び地方拠点都市地域の整備に関すること(地域振興室)。
- (4) しまね海洋館に関すること(地域振興室)。
- (5) 財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関すること(地域振興室)。
- (6) 財団法人しまね海洋館の業務運営の指導に関すること(地域振興室)。
- (7) 中山間地域対策の総合調整及び推進に関すること(地域振興室)。
- (8) 中山間地域の研究に関すること(地域振興室)。
- (9) 中山間地域研究センターに関すること(他課の所掌に属するものを除く。)(地域振興室)。
- (10) 市町村の施策の支援に係る総合調整に関すること(地域振興室)。
- (11) 市町村の広域的な地域振興に関すること(地域振興室)。

市町村課

- (1) 法令に基づく市町村等の行財政に関する権限の行使に関すること。
- (2) 市町村等の行財政運営の支援に関すること。
- (3) 島根県選挙管理委員会に関すること。
- (4) 広域連合・一部事務組合に関すること。
- (5) 市町村への権限移譲に関すること(権限移譲推進室)。
- (6) 市町村合併に関すること(権限移譲推進室)。

情報政策課

- (1) 情報通信基盤整備に関する基本政策の企画立案及び調整に関すること。
- (2) 情報通信技術の利活用の促進に関すること。
- (3) 市町村の情報化施策の支援に関すること。
- (4) テレビ難視聴対策及び携帯電話不感地域対策に関すること。
- (5) 汎用コンピュータの管理運営に関すること。
- (6) 情報通信ネットワークの整備及び管理運営に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 高度情報化センターに関すること。
- (8) 電子自治体の推進に関すること(電子自治体推進室)。
- (9) 公的個人認証サービスに関すること(電子自治体推進室)。
- (10) 情報通信システムの全体最適化に関すること(電子自治体推進室)。

交通対策課

- (1) 交通対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 高速交通体系の整備促進に関すること。
- (3) 地域交通体系の整備促進に関すること。
- (4) 交通安全対策の総合調整に関すること。
- (5) 交通安全運動の推進に関すること。
- (6) 交通事故相談に関すること。
- (7) 航空対策の総合的な企画及び調整に関すること(航空対策室)。

土地資源対策課

- (1) 土地利用対策の総合調整に関すること。
- (2) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- (3) 遊休土地対策に関すること。
- (4) 土地取引の規制に関すること。
- (5) 地価調査に関すること。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の施行に関すること。
- (7) 電源立地に係る連絡調整に関すること。
- (8) 電源立地対策等に関すること(他課の所掌に属するものを除く。第10号において同じ。)

(9) 電力供給施設の整備促進に関すること。

(10) 地域エネルギーの利用に関すること。

環境生活部

環境生活総務課

(1) 県民室の運営に関すること。

(2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関すること。

(3) 社会貢献活動の推進及び連絡調整に関すること（NPO活動推進室）。

(4) 特定非営利活動法人に関すること（NPO活動推進室）。

(5) 財団法人島根ふれあい環境財団21の業務運営の指導に関すること（NPO活動推進室）。

(6) 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進及び総合調整に関すること（男女共同参画室）。

(7) 男女共同参画センターに関すること（男女共同参画室）。

(8) 財団法人しまね女性センターの業務運営の指導に関すること（男女共同参画室）。

(9) 消費者行政の推進及び連絡調整に関すること（消費生活室）。

(10) 消費生活協同組合に関すること（消費生活室）。

(11) 物資及び物価対策の調整に関すること（消費生活室）。

(12) 金融の広報に関すること（消費生活室）。

(13) 消費者センターに関すること（消費生活室）。

人権同和対策課

(1) 人権施策の推進及び調整に関すること。

(2) 同和対策の推進及び連絡調整に関すること。

(3) 人権啓発に関すること（人権啓発推進センター）。

文化国際課

(1) 国際交流・協力の企画及び調整に関すること。

(2) 渉外に関すること。

(3) 旅券に関すること。

(4) 在住外国人及び海外移住者に関すること。

(5) 国際交流・協力事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 財団法人しまね国際センターの業務運営の指導に関すること。

(7) 文化行政に関する企画及び調整に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。次号及び第12号において同じ。）（文化振興室）。

(8) 芸術及び文化の振興に関すること（文化振興室）。

(9) 美術館に関すること（文化振興室）。

(10) 芸術文化センターに関すること（文化振興室）。

(11) 島根県民会館に関すること（文化振興室）。

(12) 財団法人島根県文化振興財団の業務運営の指導に関すること（文化振興室）。

(13) 公益信託しまね文化ファンドの運営の指導に関すること（文化振興室）。

自然環境課

(1) 自然保護の総合的な計画及び調整に関すること。

(2) 自然保護の普及啓発に関すること。

(3) 自然環境保全地域に関すること。

(4) 中国自然歩道に関すること。

(5) 自然公園に関すること。

(6) 希少野生動植物種の保存に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 三瓶自然館に関すること。

- (8) 財団法人三瓶フィールドミュージアム財団の業務運営の指導に関する事。
- (9) ラムサール条約に関する事。

環境政策課

- (1) 環境保全施策の総合的な計画及び調整に関する事。
- (2) 地球環境の保全に関する事。
- (3) 地球温暖化対策に関する事。
- (4) 環境保全思想の普及啓発に関する事（他課の所掌に属するものを除く。 ）。
- (5) 環境影響評価に関する事。
- (6) 環境マネジメントシステムに関する事。
- (7) 化学物質対策に関する事。
- (8) アスベスト対策に関する事。
- (9) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関する事。
- (10) 水質汚濁の防止に関する事。
- (11) 湖沼水質保全計画に関する事。
- (12) 土壌汚染対策に関する事。

廃棄物対策課

- (1) 廃棄物の適正処理に関する事。
- (2) 廃棄物の減量化及び再資源化に関する事。
- (3) 浄化槽の適正管理の推進に関する事。
- (4) 特定建築物の衛生管理に関する事。
- (5) ねずみ（野そを除く。 ）及び衛生害虫に関する事。

健康福祉部

健康福祉総務課

- (1) 福祉事務所、保健所及び保健環境科学研究所に関する事。
- (2) 保健福祉統計に関する事。
- (3) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部島根県済生会に関する事。
- (4) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団の業務運営の指導に関する事。
- (5) 財団法人島根難病研究所の業務運営の指導に関する事。
- (6) 総合福祉センターに関する事。
- (7) 医療制度改革に関する事。

地域福祉課

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の監査指導に関する事。
- (2) 地域福祉の推進に関する事。
- (3) 民生委員に関する事。
- (4) 生活保護に関する事。
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。

医療対策課

- (1) 病院、診療所その他の医療施設に関する事。
- (2) 保健医療提供体制の整備に関する事。
- (3) 救急医療対策及びへき地医療対策に関する事。
- (4) 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関する事。
- (5) 高等看護学院に関する事。
- (6) 財団法人島根県環境保健公社の業務運営の指導に関する事。
- (7) 医師の確保に関する事（医師確保対策室）。

(8) 県立病院に関すること(県立病院管理室)。

健康推進課

- (1) 特定疾患に関すること。
- (2) 原爆被爆者の健康管理に関すること。
- (3) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (4) 栄養士及び調理師に関すること。
- (5) 健康増進に関すること。
- (6) 歯科保健に関すること。
- (7) 母子保健に関すること。
- (8) 生活習慣病の予防に関すること。
- (9) 保健指導に関すること。
- (10) 保健師の指導に関すること。
- (11) 老人保健に関すること。
- (12) 衛生教育に関すること。
- (13) 老人医療に関すること。
- (14) 国民健康保険に関すること。
- (15) 保険医療機関及び保険薬局の指導に関すること(国民健康保険及び老人保健に係るものに限る。)。

高齢者福祉課

- (1) 高齢社会対策の総合調整に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 老人福祉に関すること。
- (4) 高齢者対策の推進に関すること。
- (5) 少子高齢社会を支える仕組みの検討に関すること。
- (6) 未帰還者及び引揚者の援護に関すること。
- (7) 旧軍人軍属及びその遺族の援護に関すること。

青少年家庭課

- (1) 児童福祉に関すること(障害児の福祉及び母子保健に関するものを除く。)。
- (2) 児童虐待の防止等に関すること。
- (3) 母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉に関すること。
- (4) 青少年の健全育成の推進及び総合調整に関すること。
- (5) 要保護女子の保護更生並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (6) 児童扶養手当に関すること。
- (7) 児童手当に関すること。
- (8) 児童相談所、わかたけ学園及び女性相談センターに関すること。
- (9) 少子化対策の推進及び総合調整に関すること(少子化対策推進室)。

障害者福祉課

- (1) 障害者の自立支援に関すること。
- (2) 身体障害者福祉に関すること。
- (3) 知的障害者福祉に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (5) 発達障害者の支援に関すること。
- (6) 財団法人島根県障害者スポーツ協会の業務運営の指導に関すること。
- (7) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成10年島根県条例第25号)に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(8) 心と体の相談センター及びはつらつ体育館に関すること。

薬事衛生課

- (1) 薬剤師、理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること。
- (2) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び水泳場の衛生に関すること。
- (3) 墓地、火葬場等に関すること。
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- (5) 薬事、毒物劇物及び生薬に関すること。
- (6) 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤に関すること。
- (7) 血液事業に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (9) 緊急用血清等の需給に関すること。
- (10) 水道及び飲料水に関すること。
- (11) 温泉に関すること。
- (12) 結核その他の感染症の疾病の予防に関すること。
- (13) 笹ヶ谷周辺地区住民健康管理事務に関すること。
- (14) 食の安全に関すること。
- (15) 食品衛生に関すること。
- (16) と畜場及びと畜に関すること。
- (17) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (18) 化製場等に関すること。
- (19) 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関すること。
- (20) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (21) 食肉衛生検査所に関すること。

農林水産部

農林水産総務課

- (1) 農林水産部所管の土木工事に係る入札に関すること。
- (2) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の検査に関すること。
- (3) 農林振興センターに関すること。
- (4) 農林水産業に関する重要計画の策定並びに重要施策の企画及び立案に関すること（政策推進室）。
- (5) 農林水産部所管の試験研究機関の連携強化施策及び効率的な研究施策に関すること（政策推進室）。

農業経営課

- (1) 農業の担い手の育成対策に関すること。
- (2) 地域農業の活性化対策に関すること。
- (3) 農業経営基盤強化の促進に関すること。
- (4) 農外企業参入に関すること。
- (5) 中山間地域等直接支払事業に関すること。
- (6) 農業の改良普及に関すること。
- (7) 農業普及員の指導及び研修に関すること。
- (8) 農業及び畜産に関する試験研究成果の普及に関すること。
- (9) 農業振興地域の整備に関すること。
- (10) 農地の調整に関すること。
- (11) 自作農財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (12) 島根県農業会議及び農業委員会に関すること。
- (13) 農業金融（土地改良資金及び畜産特別対策資金を除く。）に関すること。

- (14) 農業協同組合等に関する事(農林水産総務課の所掌に属するものを除く。)
- (15) 農業者年金に関する事。
- (16) 農業共済団体及び農業災害補償に関する事。
- (17) 農業技術センター及び農業大学校に関する事。
- (18) 財団法人しまね農業振興公社の業務運営の指導に関する事。

農畜産振興課

- (1) 農畜産物の生産計画、奨励及び流通に関する事。
- (2) たち上がる産地育成支援事業に関する事。
- (3) 競争力強化生産総合対策に関する事。
- (4) 経営構造対策に関する事。
- (5) 水田農業構造改革対策及び米の生産数量調整の推進に関する事。
- (6) 農業気象に関する事。
- (7) 農業機械に関する事。
- (8) 農作物の種苗に関する事。
- (9) 環境にやさしい農業及び有機農業の推進並びに土壌改良に関する事。
- (10) 家畜排せつ物の管理及び利活用に関する事。
- (11) 家畜の改良増殖に関する事。
- (12) 家畜の飼料対策に関する事。
- (13) 畜産特別対策資金に関する事。
- (14) 家畜市場及び家畜商に関する事。
- (15) 旧社団法人島根県畜産開発事業団に関する事。
- (16) 株式会社島根県食肉公社に関する事。
- (17) 花振興センター及び畜産技術センターに関する事。
- (18) 農作物の病害虫の防除及び農薬に関する事(食料安全推進室)。
- (19) 農産物、林産物、畜産物及び水産物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事(食料安全推進室)。
- (20) 農畜産物の安全性の確保に関する事(食料安全推進室)。
- (21) 肥料の品質確保及び適正な使用に関する事(食料安全推進室)。
- (22) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する事(食料安全推進室)。
- (23) 家畜の伝染病予防及び衛生に関する事(食料安全推進室)。
- (24) 動物薬事に関する事(食料安全推進室)。
- (25) 獣医師、家畜人工授精師等に関する事(食料安全推進室)。
- (26) 病害虫防除所及び家畜保健衛生所に関する事(食料安全推進室)。
- (27) 家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関する事(家畜病性鑑定室)。
- (28) 畜産物の品質検査に関する事(家畜病性鑑定室)。
- (29) 畜産公害の検査に関する事(家畜病性鑑定室)。
- (30) 死亡牛の牛海綿状脳症検査に関する事(家畜病性鑑定室)。

農村整備課

- (1) 土地改良事業等に係る企画及び調査に関する事。
- (2) 農業水利の調整に関する事。
- (3) 土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得及び補償に関する事。
- (4) 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- (5) 農地等の換地及び交換分合に関する事。
- (6) 土地改良資金に関する事。
- (7) 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく認可並びに土地改良事業団体連合会及び土地改良区等に関する事。

こと。

- (8) 土地改良事業の実施及び指導に関すること（農地整備課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 資源保全施策に関すること。

農地整備課

- (1) 土地改良事業（農地開発事業、干拓事業、農道整備事業、かんがい排水事業及び農地防災事業に係るものに限る。）の実施及び指導に関すること。
- (2) 地すべり防止区域内の事業の実施、指導及び管理に関すること（農地に係るものに限る。次号において同じ。）。
- (3) 海岸保全区域内の事業の実施、指導及び管理に関すること。
- (4) 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
- (5) 本庄工区の周辺整備の調整に関すること。
- (6) 国営土地改良事業に関すること（国営事業対策室）。
- (7) 国営干拓地域及び国営農地開発地域の営農推進に関すること（国営事業対策室）。
- (8) 宍道湖・中海淡水化代替水源対策事業に関すること（国営事業対策室）。
- (9) 国営造成施設の管理事業に関すること（国営事業対策室）。
- (10) 緑資源機構営事業に関すること（国営事業対策室）。

林業課

- (1) 森林吸収源対策に関すること。
- (2) 森林の流域管理システムの推進に関すること。
- (3) 森林整備地域活動支援交付金に関すること。
- (4) 森林組合等に関すること（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 入会林野整備に関すること。
- (6) 林業労働力対策に関すること。
- (7) 公有林に関すること。
- (8) 分収林に関すること。
- (9) 林業技術の普及指導に関すること。
- (10) 林業に関する試験研究成果の普及に関すること。
- (11) 中山間地域研究センターに関すること（農業、畜産及び林業の研究に関することに限る。）。
- (12) 環境緑化技術の指導及び普及に関すること。
- (13) 林木育種事業に関すること。
- (14) 優良種苗の生産に関すること。
- (15) ふるさと森林公園の管理に関すること。
- (16) 緑化センターの管理に関すること。
- (17) 水と緑の森づくりの推進に関すること（森林整備課の所掌に属するものを除く。）。
- (18) 森林に対する県民理解の促進に関すること。
- (19) 緑化の推進に関すること。
- (20) ふるさとの森に関すること。
- (21) 島根県水と緑の森づくり基金条例（平成16年島根県条例第84号）に関すること。
- (22) 社団法人島根県林業公社の業務運営の指導に関すること。
- (23) 林業金融に関すること（木材振興室）。
- (24) 特用林産物の振興対策に関すること（木材振興室）。
- (25) 木質資源の活用対策に関すること（木材振興室）。
- (26) 中海水中貯木場の管理運営に関すること（木材振興室）。
- (27) 林業・木材産業構造改革に関すること（木材振興室）。

森林整備課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 保安林に関すること。
- (3) 林地の開発許可に関すること。
- (4) 保安施設地区の指定及び管理に関すること。
- (5) 林業種苗に関すること。
- (6) 森林国営保険に関すること。
- (7) 森林病虫害の防除に関すること。
- (8) 森林の火災予防に関すること。
- (9) 造林及び間伐に関すること。
- (10) 水と緑の森づくりの推進に関すること(県民再生の森事業に限る。)。
- (11) みどりの森緊急整備事業に関すること。
- (12) 治山事業に関すること。
- (13) 地すべり防止区域の管理及び地すべり防止事業に関すること(林地に係るものに限る。)。
- (14) 林道事業に関すること。
- (15) 林地荒廃防止施設、林地及び林道の災害復旧事業に関すること。
- (16) 大規模林業圏開発事業に関すること。
- (17) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関すること(鳥獣対策室)。
- (18) 希少野生動植物(鳥獣に限る。)の種の保存に関すること(鳥獣対策室)。
- (19) 野生鳥獣による農林作物等への被害防止対策に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)(鳥獣対策室)。

水産課

- (1) 漁業経営構造改善に関すること。
- (2) 水産物の生産、加工及び流通に関すること。
- (3) 水産物卸売市場に関すること。
- (4) 水産業の振興に係る総合調整に関すること。
- (5) 離島漁業再生支援交付金事業に関すること。
- (6) 漁業の免許及び許可に関すること。
- (7) 漁船に関すること。
- (8) 遊漁船業に関すること。
- (9) 漁業無線に関すること。
- (10) 漁業の調整及び取締りに関すること。
- (11) 漁場の利用調整に関すること。
- (12) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関すること。
- (13) 宍道湖自然館に関すること。
- (14) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。
- (15) 水産事務所及び水産技術センターに関すること。
- (16) 栽培漁業の振興に関すること(海づくり推進室)。
- (17) 内水面漁業の振興に関すること(海づくり推進室)。
- (18) 社団法人島根県水産振興協会の指導に関すること(海づくり推進室)。
- (19) 水産資源の保護及び管理に関すること(海づくり推進室)。
- (20) 水産業の改良普及に関すること(海づくり推進室)。
- (21) 水産業の担い手に関すること(海づくり推進室)。
- (22) 水産業協同組合等に関すること(農林水産総務課の所掌に属するものを除く。)(漁協合併支援室)。
- (23) 水産金融に関すること(漁協合併支援室)。
- (24) 漁業共済に関すること(漁協合併支援室)。

漁港漁場整備課

- (1) 漁港の利用計画及び管理に関すること。
- (2) 海岸保全区域の指定及び管理に関すること（漁港に係るものに限る。第 5 号、第 6 号及び第 9 号において同じ。）。
- (3) 漁港漁場整備事業（関連事業を含む。）及び海岸整備事業の計画、実施及び指導に関すること。
- (4) 漁港の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
- (5) 農林水産省所管の国有海浜地等の管理及び処分に関すること。
- (6) 公有水面の埋立てに関すること。
- (7) 港勢調査に関すること。
- (8) 県管理漁港区域内の航路標識の整備に関すること。
- (9) 砂利採取計画の認可に関すること。

商工労働部

商工政策課

- (1) コンベンションの振興に関すること。
- (2) 適正な計量の実施の確保に関すること。
- (3) 計量器の検定及び検査に関すること。
- (4) 計量関係事業者等の指導及び育成に関すること。
- (5) 大阪事務所、九州事務所、広島事務所及び産業交流会館に関すること。
- (6) 財団法人島根経済文化振興会の業務運営の指導に関すること。
- (7) 財団法人くにびきメッセの業務運営の指導に関すること。

観光振興課

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光施設の整備及び運営に関すること。
- (3) 観光事業団体の育成指導に関すること。
- (4) 旅行業及び通訳案内士に関すること。
- (5) 社団法人島根県観光連盟の業務運営の指導に関すること。

産業振興課

- (1) 産業技術の振興及び産学官の連携に関すること（他課の所掌に属するものを除く。第3号において同じ。）。
- (2) 製造業及びソフト系産業の振興に関すること。
- (3) 中小企業の経営革新等の支援に関すること。
- (4) 産業財産権の普及啓発に関すること。
- (5) 新産業の創出に関すること。
- (6) 電気工事業等に関すること。
- (7) 鉱業等に関すること。
- (8) 産業技術センターに関すること。
- (9) 産業高度化支援センターに関すること。
- (10) 財団法人しまね産業振興財団の業務運営の指導に関すること。

企業立地課

- (1) 企業立地の促進に関すること。
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。
- (3) 工業立地基盤の整備に関すること。
- (4) 農村地域への工業の導入促進に関すること。

経営支援課

- (1) 高度化資金貸付事業に関すること。

- (2) 中小企業制度融資に関すること。
- (3) 企業立地促進の資金に関すること。
- (4) 環境資金に関すること。
- (5) 信用保証協会に関すること。
- (6) 貸金業に関すること。
- (7) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (8) 小規模起業等設備導入資金に関すること。
- (9) 中小企業設備貸与事業に関すること。
- (10) 小規模事業者の経営改善の普及に関すること。
- (11) 中小企業の組織化、分野調整及び雇用管理の改善に関すること。
- (12) 商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会に関すること。
- (13) 高度化資金貸付事業等に係る診断助言に関すること。
- (14) 商業の振興に関すること。
- (15) 大規模小売店舗に関すること。
- (16) 中心市街地活性化に関すること。
- (17) 物流の効率化に関すること。

労働政策課

- (1) 労働関係の調整に関すること。
- (2) 労働関係の安定促進に関すること。
- (3) 労働教育に関すること。
- (4) 労働情報に関すること。
- (5) 労働組合に関すること。
- (6) 労働福祉の向上に関すること。
- (7) 労働金庫に関すること。
- (8) 雇用環境の整備に関すること。
- (9) 中小企業の労働力確保に関すること。
- (10) 介護労働者の雇用管理の改善に関すること。
- (11) 雇用対策に関すること。
- (12) 職業訓練に関すること。
- (13) 技能検定に関すること。
- (14) 高等技術校に関すること。
- (15) 財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関すること（地域政策課の所掌に属するものを除く。）。

土木部

土木総務課

- (1) 県土整備事務所、河川総合開発事務所、高規格道路事務所、空港管理事務所及び宍道湖流域下水道管理事務所に関すること。
- (2) 島根県土地開発公社の業務運営の指導に関すること。
- (3) 財団法人島根県建設技術センターの業務運営の指導に関すること。
- (4) 建設産業対策に関すること（建設産業対策室）。
- (5) 建設業の許可及び入札参加者の資格審査等に関すること（建設産業対策室）。
- (6) 土木部（建築住宅課の所掌に属するものを除く。）所属の工事に係る入札及び契約に関すること（建設産業対策室）。
- (7) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行に係る調整に関すること（建設産業対策室）。

- (8) 浄化槽工事業に係る登録に関すること（建設産業対策室）。
- (9) 解体工事業者の登録に関すること（建設産業対策室）。
- (10) 建設統計に関すること（建設産業対策室）。
- (11) 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）の施行に関すること（建設産業対策室）。

技術管理課

- (1) 公共土木工事に係る設計積算基準及び施工管理に関すること。
- (2) 公共土木工事及び建築工事に係る検査に関すること。
- (3) 公共土木工事に係る技術の総合調整に関すること。
- (4) 建設副産物対策に関すること。
- (5) 建設リサイクルの推進に関すること。
- (6) 公共工事の品質確保に関すること。

用地対策課

- (1) 公共事業の施行に伴う損失補償基準に関すること。
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること。
- (3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること。
- (4) 収用委員会に関すること。
- (5) 国土交通省所管の国有財産（他課の所掌に属するものを除く。）の取得、維持、保存、運用及び処分に関する
こと。
- (6) 土木部の所掌する公物の管理事務の統括に関すること。
- (7) 国土調査に関すること。
- (8) 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関すること。

道路維持課

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく一般国道（県が管理する区間に限る。以下同じ。）及び県道（第3号において「県道等」という。）に係る新設、改築及び維持修繕工事（新設又は改築にあっては、道路建設課の所掌に属するものを除く。）の執行に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路維持課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する
こと。
- (3) 県道等の管理（前2号の規定による所掌事務及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 道路法に基づく市町村道に係る工事の指導及び監督に関すること。
- (5) 道路法に基づく市町村道の管理に係る勧告、助言及び援助に関すること。
- (6) 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
 - ア 一般国道、県道若しくは市町村道の用に供するもの又はこれらの不用物件
 - イ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第6項に規定する会社等が道路の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）

道路建設課

- (1) 道路の企画、調査、計画及びその調整に関すること。
- (2) 一般国道及び県道の新設及び改築に関すること。

高速道路推進課

- (1) 高速道路の整備促進及びその調整に関すること。
- (2) 高速道路の利用促進に関すること。

河川課

- (1) 河川の管理及び工事の執行に関すること。
- (2) 海岸保全区域の指定及び管理並びに工事の執行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。第10号において
同じ。）。

- (3) 公共土木施設（河川課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する
こと。
- (4) 河川関係市町村工事の指導及び監督に関すること。
- (5) 公有水面の埋立てに関すること（港湾及び漁港に係るもの（河川区域に係るものを除く。）を除く。）。
- (6) 水防に関すること。
- (7) 砂利採取計画の認可に関すること（河川課の所掌に属するものに限る。）。
- (8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること。
- (9) 採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関すること。
- (10) 水資源の開発及び利用計画並びにこれらの調整に関すること。
- (11) 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
 - ア 一級河川（県の管理する区間に限る。）、二級河川若しくは準用河川の用に供するもの又はこれらの廃川敷
地等
 - イ 海岸保全施設（港湾空港課の所掌に属するものを除く。）又は公共海岸（土地に限る。）であるもの（当該
用途の廃止により生じる普通財産を含む。）
 - ウ 海域（港湾空港課の所掌に属する海域を除く。）に所在するもの
- (12) ダムの管理及び工事の執行に関すること（河川開発室）。

斐伊川神戸川対策課

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業の推進に関すること。
- (2) 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活再建対策に関すること。
- (3) 斐伊川・神戸川治水事業に係る周辺地域整備に関すること。
- (4) 斐伊川・神戸川治水事業に係る用地交渉に関すること。
- (5) 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活相談に関すること。

港湾空港課

- (1) 港湾の管理及び工事の執行に関すること。
- (2) 海岸保全区域（港湾空港課の所掌に属するものに限る。）の指定及び管理並びに工事の執行に関すること。
- (3) 公共土木施設（港湾空港課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に
関すること。
- (4) 公有水面の埋立てに関すること（港湾区域に係るものに限る。）。
- (5) 砂利採取計画の認可に関すること（港湾空港課の所掌に属する港湾及び海岸に係るものに限る。）。
- (6) 市町村管理港湾の港湾区域の認可に関すること。
- (7) 市町村公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金の交付等に関すること（港湾区域に係るものに限る。）。
- (8) 港湾区域内又は港湾隣接地内に所在する国土交通省所管の国有財産（公共空地であるものを除く。）の取得、
維持、保存、運用及び処分に関すること。
- (9) 境港管理組合との連絡調整に関すること。
- (10) 空港の管理及び工事の執行に関すること（空港整備室）。

砂防課

- (1) 砂防指定地の管理及び工事の執行に関すること。
- (2) 地すべり防止区域の管理及び工事の執行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること。
- (4) 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
 - ア 砂防設備の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）
 - イ 地すべり防止施設の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）
 - ウ 急傾斜地崩壊防止施設の用に供するもの（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）
- (5) 公共土木施設（砂防課の所掌に属するものに限る。）の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する

こと。

- (6) 公共土木施設（国土交通省所管に係るものに限る。次号において同じ。）災害復旧事業の総合調整に関すること。
- (7) 市町村公共土木施設災害復旧事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものを除く。）。
- (8) 公共土木施設等災害復旧事業に関する特別財政援助額及び事業別財政援助額の算定に関すること。
- (9) 砂利採取計画（砂防課の所掌に属するものに限る。）の認可に関すること。
- (10) 総合的な土砂災害対策に関すること。
- (11) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。

都市計画課

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 街路事業に関すること。
- (3) 都市公園に関すること。
- (4) 土地区画整理に関すること。
- (5) 市街地再開発事業に関すること（建築住宅課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 都市災害復旧工事の執行に関すること（下水道推進課の所掌に属するものを除く。次号及び第 8 号において同じ。）。
- (7) 市町村の都市計画の同意及び都市計画事業の認可に関すること。
- (8) 市町村等の都市計画関係事業の指導及び監督に関すること。
- (9) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の施行に関すること。
- (10) 優良宅地の認定に関すること。
- (11) 都市緑地保全及び生産緑地に関すること。
- (12) 風致地区に関すること。
- (13) 農住組合に関すること。
- (14) 屋外広告物に関すること（景観政策室）。
- (15) 景観に関すること（景観政策室）。

下水道推進課

- (1) 流域下水道の管理及び工事の執行に関すること。
- (2) 下水道に関する災害復旧工事の執行に関すること。
- (3) 全県域下水道化の推進に関すること。
- (4) 市町村等の下水道事業の指導及び監督に関すること。
- (5) 下水道の計画及び調査に関すること。
- (6) 下水道に関する市町村の都市計画事業の認可に関すること。
- (7) 浄化槽の整備促進に関すること。
- (8) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する国土交通省所管の国有財産（当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。）の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。

建築住宅課

- (1) 県営住宅等に関すること。
- (2) 建築工事（総務部営繕課の所掌に属するものを除く。）に係る入札及び契約に関すること。
- (3) 市町村等の建築物（国庫補助金又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 建築物の建築基準に関すること。
- (5) 建築士に関すること。
- (6) がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。
- (7) 住宅金融公庫からの受託業務に関すること。

- (8) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）の施行に関する事。
- (9) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事。
- (10) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の施行に関する事。
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する事。
- (12) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関する事。
- (13) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事。
- (14) 住宅宅地関連公共施設整備促進事業に関する事。
- (15) 住宅地区改良事業等に関する事。
- (16) 防災集団移転促進事業に関する事。
- (17) 市街地再開発事業（建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関する事。
- (18) 建築の統計に関する事。
- (19) 住宅の需給計画に関する事。
- (20) 優良住宅の認定に関する事。
- (21) 島根県特定優良賃貸住宅供給促進事業に関する事。
- (22) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の策定及びこれに基づく認定に係る市町村からの協議に関する事。
- (23) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例の建築物の整備基準等に関する事。
- (24) 島根県住宅供給公社の業務運営の指導に関する事。

出納局

会計課

- (1) 会計事務の指導及び監察に関する事。
- (2) 会計監査に関する事。
- (3) 出納員その他の会計職員に関する事。
- (4) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関する事。
- (5) 物品の調達、出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。
- (6) 本庁等において集中管理する県有自動車に関する事。
- (7) 財務会計システムの運用に関する事。

審査課

- (1) 歳計現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関する事。
- (2) 小切手の振出しに関する事。
- (3) 有価証券（公有財産に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。
- (4) 基金に属する現金（現金に代えて納付された証券を含む。）及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (5) 歳入歳出外現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関する事。
- (6) 現金及び財産の記録管理に関する事。
- (7) 支出負担行為の確認に関する事。
- (8) 決算に関する事。
- (9) 国費の審査及び国の債権管理に関する事。
- (10) 一時借入金に関する事。

2 第12条第2項の規定により置かれた課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産部・商工労働部

しまねブランド推進課

- (1) 県産品の紹介、あっせん及び販路拡大に関する事。
- (2) 県産品のブランド化に関する事。

- (3) しまね農林水産物マーケティング推進事業に関すること。
- (4) 地産地消の推進に関すること。
- (5) 青果物及び花きの卸売市場に関すること。
- (6) 伝統的工芸品産業に関すること。
- (7) 物産観光館に関すること。
- (8) 社団法人島根物産協会の業務運営の指導に関すること。
- (9) 物産振興団体の育成指導に関すること。
- (10) 貿易の振興に関すること（貿易促進支援室）。
- (11) 国際経済交流に関すること（貿易促進支援室）。

（グループ等の所掌事務）

第15条 第12条の規定により置かれたグループ、スタッフ及び隊の所掌事務は、当該課等の長が定める。

第 4 節 職制

（職及び職務）

第16条 本庁においては、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

組 織	職	職 務
局	局長	知事の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	統括政策企画監	局長を補佐する。ただし、知事があらかじめ指定した局長の職務については、その職務を分担する。
部	部長	知事の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を補佐する。ただし、知事があらかじめ指定した部長の職務については、その職務を分担する。
出納局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
政策企画監室	政策企画監	上司の命を受け、政策に関する事務を掌理し、当該事務を処理する副政策企画監等を指揮監督する。
	副政策企画監	政策企画監を補佐する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課に置かれた室、センター又は管理所	室長、センター長又は管理所長	上司の命を受け、室、センター又は管理所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
グループ	グループリーダー	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
隊	隊長	上司の命を受け、隊の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	副隊長	隊長を補佐する。
課に置かれたセンターに置くセンター	センター長	上司の命を受け、センターに置かれたセンターの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に規定するもののほか、必要と認めるときは、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

組 織	職	職 務
本庁	理事	知事の命を受け、特定の施策について掌理する。
部又は局	技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。
	参事	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。
	管理監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
課	課長代理	課長を補佐し、事務の総合調整を図る。

第4章 地方機関

第1節 通則

(名称)

第17条 地方機関は、次のとおりとする。

総務部の主管に属する機関

隠岐支庁

県民センター

東京事務所

県立大学

県立短期大学

自治研修所

消防学校

地域振興部の主管に属する機関

中山間地域研究センター

しまね海洋館

高度情報化センター

環境生活部の主管に属する機関

消費者センター

男女共同参画センター

美術館

芸術文化センター

島根県民会館

三瓶自然館

健康福祉部の主管に属する機関

福祉事務所

保健所

保健環境科学研究所

総合福祉センター

県立病院

高等看護学院

児童相談所

わかたけ学園

女性相談センター

心と体の相談センター

はつらつ体育館

食肉衛生検査所

農林水産部の主管に属する機関

農林振興センター

農業技術センター

農業大学校

花振興センター

病虫害防除所

畜産技術センター

家畜保健衛生所

緑化センター

水産事務所

水産技術センター

宍道湖自然館

商工労働部の主管に属する機関

大阪事務所

九州事務所

広島事務所

産業交流会館

物産観光館

産業技術センター

産業高度化支援センター

高等技術校

土木部の主管に属する機関

県土整備事務所

河川総合開発事務所

高規格道路事務所

空港管理事務所

宍道湖流域下水道管理事務所

(定義)

第18条 この章において「庶務に関すること」とは、おおむね次に掲げる事務をいう。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 職員の身分、服務、教養、給与及び福利厚生に関すること。
- (3) 公文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (4) 予算経理に関すること。
- (5) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (6) 庁規及び庁中取締りに関すること。

(庶務事務集中組織)

第19条 別に定める機関を対象に、別に定める庶務に関する事務を集中処理する組織(以下「庶務事務集中組織」という。)を置く。

2 次の表の左欄に掲げる合同庁舎に置く庶務事務集中処理組織は、それぞれ同表の右欄に掲げる地方機関又は地方機関の内部組織とする。

合同庁舎	地方機関又は地方機関の内部組織
松江合同庁舎	東部県民センター
雲南合同庁舎	東部県民センター雲南事務所
出雲合同庁舎	東部県民センター出雲事務所
浜田合同庁舎	西部県民センター
益田合同庁舎	西部県民センター益田事務所
隠岐合同庁舎	隠岐支庁

(グループ等の所掌事務)

第20条 地方機関に置かれるグループ、スタッフ又は担当の所掌事務は、この規則に定めがあるもののほか、当該地方機関の長が定める。

第2節 総務部の主管に属する機関

(支庁)

第21条 法第155条及び地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第13条の規定により設置された支庁の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
隠岐支庁	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡

- 2 支庁に、次の表の左欄に掲げる局、隠岐福祉事務所及び隠岐保健所(以下この項及び第8項において「局等」という。)を置き、同欄に掲げる局等にそれぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる局等又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

局 等	部	グループ、スタッフ又は担当
県民局		総務グループ、地域振興観光グループ、会計グループ、税務グループ
隠岐福祉事務所		総務・福祉担当、生活支援グループ
隠岐保健所	総務保健部	総務医事グループ、健康増進グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ
	環境衛生部	環境衛生グループ、島前保健環境グループ、食品衛生機動監視グループ、島前地域危機管理スタッフ
農林局	総務企画部	総務担当、総合振興スタッフ、調査計画スタッフ
	農政・普及部	農業振興グループ、島後地域振興グループ、島前地域振興グループ
	家畜衛生部	家畜衛生スタッフ
	林業部	林業振興・普及グループ
水産局		総務グループ、水産グループ、漁港グループ
県土整備局	業務部	総務グループ、用地グループ、新空港スタッフ
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	農林工務部	農村整備グループ、治山・林道グループ
	土木工務部	道路建設グループ、河港砂防グループ
	建築部	
		技術管理スタッフ

- 3 支庁隠岐保健所島前保健環境グループ及び島前地域危機管理スタッフは、隠岐郡西ノ島町に置く。
 4 支庁水産局及び支庁県土整備局に出張所、事業部又は管理所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
隠岐支庁水産局島前出張所	隠岐郡西ノ島町
隠岐支庁県土整備局島前事業部	隠岐郡西ノ島町
隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所	隠岐郡隠岐の島町

- 5 支庁県土整備局島前事業部に、業務グループ、道路グループ及び島前河港砂防グループを置く。
- 6 支庁農林局農政・普及部島前地域振興グループは、隠岐郡西ノ島町に置く。
- 7 支庁農林局農政・普及部は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「助長法」という。）第12条第1項に規定する普及指導センターとし、助長法第8条第1項に規定する普及指導員をもって助長法第12条第2項各号に規定する事務を所掌するものとする。
- 8 局等、部、出張所、スタッフ、事業部及び管理所の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局

- (1) 広聴及び広報に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 職員の厚生に関すること。
- (4) 県税の普及啓発に関すること。
- (5) 合同庁舎及び職員宿舎の管理に関すること。
- (6) 島前集合庁舎の管理に関すること（秩序維持に係る業務を除く。）。
- (7) 消防防災に関すること。
- (8) 防災行政無線に関すること。
- (9) 災害対策等の連絡調整に関すること。
- (10) 国民保護に関すること。
- (11) 災害救助法の施行に関すること。
- (12) 県勢広域振興施策その他地域振興に関すること。
- (13) 町村の振興施策の支援及び町村等との連絡調整に関すること。
- (14) 離島振興に関すること。
- (15) 島根県選挙管理委員会の事務に関すること。
- (16) 地方分権及び広域行政の推進に関すること。
- (17) 情報通信ネットワークの管理に関すること。
- (18) 旅券に関すること。
- (19) 観光に関すること。
- (20) 出納事務に関すること。
- (21) 支庁において集中管理する県有自動車に関すること。
- (22) 他局等の所掌に属しない事項に関すること。

隠岐福祉事務所

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- (3) 要保護児童の福祉に関すること。
- (4) 助産及び母子保護の実施に関すること。
- (5) 社会福祉法人等の相談に関すること。

隠岐保健所

総務保健部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 保健及び医療に係る連絡調整に関すること（環境衛生部の所掌に属するものを除く。）。

(3) 他部の所掌に属しない事項に関すること。

環境衛生部

環境と保健及び医療との連絡調整に関すること（総務保健部の所掌に属するものを除く。）。

農林局

総務企画部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 農林業に関する重要施策の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (3) 土地改良事業等に係る企画及び調査に関すること。
- (4) 農業水利の調整に関すること。
- (5) 土地改良事業等に係る設計基準に関すること。
- (6) 農地等の換地（県営分を除く。）及び交換分合に関すること。
- (7) 土地改良区に関すること。
- (8) 土地改良資金に関すること。
- (9) 資源保全施策に関すること。
- (10) 治山・林道事業に係る企画及び調査に関すること。
- (11) 局の所掌に属する事項のうち、他部の所掌に属しない事項に関すること。

農政・普及部

- (1) 農業金融に関すること。
- (2) 地域農業の活性化対策に関すること。
- (3) 農業経営基盤強化の促進に関すること。
- (4) 農業振興地域の整備に関すること。
- (5) 農地の調整に関すること。
- (6) 自作農財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 農業協同組合等に関すること。
- (8) 山村振興等対策に関すること。
- (9) 農畜産関係の補助金及び交付金事務に関すること。
- (10) 水田農業構造改革対策及び米の生産数量調整の推進に関すること。
- (11) 農畜産物等の生産、加工及び流通に関すること。
- (12) 環境にやさしい農業及び有機農業の推進に関すること。
- (13) 土壌改良及び農業機械に関すること。
- (14) 農菜等の販売者及び使用者の取締り等に関すること。
- (15) 家畜商に関すること。
- (16) 家畜排せつ物の管理及び利活用に関すること。
- (17) 家畜の改良増殖に関すること。
- (18) 養蜂に関すること。
- (19) 家畜の飼料対策に関すること。
- (20) 飼料又は飼料添加物の取締り等に関すること。
- (21) 畜産業振興事業の指導推進に関すること。
- (22) 担当区域における農業改良普及指導の企画調整に関すること。
- (23) 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関すること。
- (24) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関すること。
- (25) 農業の担い手の育成指導に関すること。
- (26) 農業技術の普及指導に関すること。
- (27) 技術情報の提供に関すること。

家畜衛生部

家畜衛生向上による地域農林業の振興に関すること。

林業部

- (1) 林業行政の連絡調整に関すること。
- (2) 森林吸収源対策に関すること。
- (3) 森林の流域管理システムの推進に関すること。
- (4) 森林組合等に関すること。
- (5) 林業労働力対策に関すること。
- (6) 分収林に関すること。
- (7) 林業技術の普及指導に関すること。
- (8) 森林に対する県民理解の促進に関すること。
- (9) 緑化の推進に関すること。
- (10) 林業金融に関すること。
- (11) 特用林産物の振興対策に関すること。
- (12) 木質資源の活用対策に関すること。
- (13) 林業・木材産業構造改革に関すること。
- (14) 森林計画及び林業経営の指導に関すること。
- (15) 保安林に関すること。
- (16) 保安施設地区の管理に関すること。
- (17) 林業種苗に関すること。
- (18) 森林病虫害等の防除に関すること。
- (19) 造林及び間伐に関すること。
- (20) 水と緑の森づくりの推進に関すること。
- (21) みどりの森緊急整備事業に関すること。
- (22) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (23) 希少野生動植物（鳥獣に限る。）の種の保存に関すること。

水産局

- (1) 水産関係の工事に係る入札及び契約に関すること。
- (2) 水産業協同組合等に関すること。
- (3) 水産金融に関すること。
- (4) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関すること。
- (5) 農林水産省所管の国有海浜地等（漁港に係るものに限る。）の管理及び処分に関すること。
- (6) 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関すること。
- (7) 漁港事業等に係る土地等の登記に関すること。
- (8) 公有水面の埋立てに関すること（漁港に係るものに限る。）。
- (9) 砂利採取計画の認可に関すること（漁港に係るものに限る。）。
- (10) 港勢調査に関すること。
- (11) 漁業の免許及び許可に関すること。
- (12) 漁船に関すること。
- (13) 遊漁船業に関すること。
- (14) 漁業の調整及び取締りに関すること。
- (15) 漁場の利用調整に関すること。
- (16) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関すること。
- (17) 栽培漁業の振興に関すること。

- (18) 水産資源の保護及び管理に関すること。
- (19) 水産業の改良普及に関すること。
- (20) 水産業の担い手に関すること。
- (21) 漁業経営構造改善に関すること。
- (22) 水産物の生産、加工及び流通に関すること。
- (23) 水産物卸売市場に関すること。
- (24) 隠岐海区漁業調整委員会に関すること。
- (25) 漁場の整備事業に関すること。
- (26) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関すること。
- (27) 漁港関連道工事の執行に関すること。
- (28) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関すること。
- (29) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関すること。
- (30) 漁港施設用地の利用計画に関すること。

島前出張所

- (1) 水産業の改良普及に関すること。
- (2) 漁港の工事の執行に関すること。
- (3) 漁港関連道工事の執行に関すること。
- (4) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関すること。
- (5) 海岸保全区域の工事の執行に関すること（漁港に係るものに限る。）。
- (6) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関すること。

県土整備局

業務部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- (3) 建設業に関すること。
- (4) 建設工事統計及び建設業務統計に関すること。
- (5) 水防に関すること。
- (6) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものを除く。）。
- (7) 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
- (8) 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
- (9) 農地等の換地に関すること（県営分に限る。）。
- (10) 治山・林道事業に伴う補償に関すること。
- (11) 局の所掌に属する事項のうち、他部の所掌に属しない事項に関すること。

維持管理部

- (1) 道路の管理及び工事（維持修繕工事に限る。次号、第 4 号及び第 5 号において同じ。）の執行に関すること。
- (2) 河川の管理及び工事の執行に関すること。
- (3) 港湾の管理に関すること。
- (4) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第10号、第13号及び第14号において同じ。）。
- (5) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること。
- (6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
- (7) 都市計画法の施行に関すること。
- (8) 都市公園、下水道及び土地区画整理並びに駐車場法の施行に関すること（下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。

- (9) 国土交通省所管の国有財産の管理に関する事。
- (10) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。
- (11) 屋外広告物に関する事。
- (12) 景観に関する事。
- (13) 公有水面の埋立てに関する事。
- (14) 砂利採取法の施行に関する事。
- (15) 採石法の施行に関する事。
- (16) 優良宅地の認定に関する事。
- (17) 洪水予報及び洪水調節に関する事。
- (18) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関する事。
- (19) 第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号に係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

農林工務部

- (1) 土地改良事業等の実施及び指導に関する事。
- (2) 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- (3) 地すべり防止区域内の事業の実施及び指導に関する事（農地及び林野に係るものに限る。）。
- (4) 海岸保全区域内の事業の実施に関する事（農地に係るものに限る。）。
- (5) 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関する事。
- (6) 土地改良事業等に係る設計基準に関する事。
- (7) 林道事業の実施及び指導に関する事。
- (8) 林道の災害復旧事業の指導に関する事。
- (9) 県有林内林道の災害復旧事業の実施に関する事。
- (10) 治山事業に関する事。
- (11) 林地荒廃防止施設及び林地の災害復旧事業の実施及び指導に関する事。

土木工務部

- (1) 道路の工事（維持修繕工事を除く。第 6 号及び第 7 号において同じ。）の執行に関する事。
- (2) 河川の工事の執行に関する事。
- (3) ダムに係る工事の執行に関する事。
- (4) 港湾の工事の執行に関する事。
- (5) 空港の工事の執行に関する事。
- (6) 海岸保全区域の工事の執行に関する事。
- (7) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関する事。
- (8) 街路の工事の執行に関する事。
- (9) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関する事。
- (10) 国又は県が補助する市町村公共土木事業（道路事業及び都市計画事業に係るものに限る。）の指導及び監督に関する事（技術に関するものに限る。）。
- (11) 第 1 号から第 9 号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

建築部

- (1) 建築物の建築基準及び建築士に関する事。
- (2) 宅地造成等規制法の施行に関する事。
- (3) 宅地建物取引業に関する事。
- (4) 町村等の建築物（国庫補助金又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導及び検査に関する事。
- (5) 県営住宅の管理に関する事。
- (6) 住宅の需給計画に関する事。
- (7) がけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。

- (8) 住宅地区改良事業等に関する事。
- (9) 市街地再開発事業（土木部建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関する事。
- (10) 建築の統計に関する事。
- (11) 住宅金融公庫からの受託業務に関する事。
- (12) 県有建築物の建築及び修繕工事に関する事。
- (13) 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関する事。
- (14) 建築工事及び修繕工事の検査に関する事。
- (15) 優良住宅の認定に関する事。
- (16) 県有建築物の保全に関する事。
- (17) 県有建築物の定期点検に関する事。

技術管理スタッフ

- (1) 工事検査に関する事。
- (2) 土木工事の施工管理に関する事。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関する事。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関する事。
- (5) 建設副産物対策に関する事。
- (6) 土木技術等に関する事。

島前事業部

- (1) 島前集合庁舎の管理に関する事（秩序維持に係る業務に限る。）。
- (2) 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。
- (3) 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。
- (4) 旅券に関する事。
- (5) 道路の管理及び工事の執行に関する事。
- (6) 河川の管理及び工事の執行に関する事。
- (7) 港湾の管理及び工事の執行に関する事。
- (8) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第14号、第17号及び第18号において同じ。）。
- (9) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。
- (10) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。
- (11) 都市公園、下水道及び土地地区画整理並びに駐車場法の施行に関する事（下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。
- (12) 都市計画法の施行に関する事。
- (13) 国土交通省所管の国有財産の管理に関する事。
- (14) 土地改良法及び土地地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。
- (15) 屋外広告物に関する事。
- (16) 景観に関する事。
- (17) 公有水面の埋立てに関する事。
- (18) 砂利採取法の施行に関する事。
- (19) 優良宅地の認定に関する事。
- (20) 洪水予報及び洪水調節に関する事。
- (21) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関する事。
- (22) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関する事。
- (23) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事（技術に関するものに限る。）。

④ 第5号から第9号まで、第11号及び第22号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

隠岐空港管理所

空港及びその附属施設の管理に関すること。

(県民センター)

第22条 島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第1号)第2条第1項の規定により設置された県民センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
東部県民センター	松江市	松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡
西部県民センター	浜田市	浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡

2 次の表の左欄に掲げる県民センターに、それぞれ同表の中欄に掲げる部又は商工労政事務所(以下この項及び第6項において「部等」という。)を置き、同表の中欄に掲げる部等にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

県民センター	部 等	グループ又はスタッフ
東部県民センター	総務管理部	総務グループ、管理グループ、会計グループ
	税務部	収納管理グループ、納税グループ、法人グループ、個人・軽油グループ、自動車・諸税グループ、不動産第一グループ、不動産第二グループ、隠岐税務グループ、特別滞納整理スタッフ
西部県民センター	総務企画部	総務グループ、管理グループ、地域振興グループ、会計グループ
	税務部	納税グループ、課税第一グループ、課税第二グループ、特別滞納整理スタッフ
	商工労政事務所	商工労政グループ、経営支援グループ

3 県民センターに事務所を置き、その名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東部県民センター雲南事務所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡
東部県民センター出雲事務所	出雲市	出雲市、簸川郡
西部県民センター県央事務所	大田市	大田市、邑智郡
西部県民センター益田事務所	益田市	益田市、鹿足郡

4 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループを置く。

名 称	グ ル ー プ
東部県民センター雲南事務所 東部県民センター出雲事務所 西部県民センター益田事務所	総務グループ、会計グループ、納税グループ
西部県民センター県央事務所	総務グループ、納税グループ、川本駐在グループ

5 西部県民センター県央事務所川本駐在グループは、邑智郡川本町に置き、その管轄区域は、邑智郡とする。

6 部等、事務所及び県央事務所川本駐在グループの所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理部及び総務企画部

- (1) 広聴及び広報に関すること(西部県民センターに限る。)
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 庶務に関すること。

- (4) 職員の厚生に関する事。
- (5) 合同庁舎及び職員宿舎の管理に関する事。
- (6) 消防防災に関する事。
- (7) 防災行政無線に関する事。
- (8) 災害対策等の連絡調整に関する事。
- (9) 国民保護に関する事。
- (10) 災害救助法の施行に関する事。
- (11) 県勢広域振興施策その他地域振興に関する事(西部県民センターに限る。)。
- (12) 市町の振興施策の支援に関する事(西部県民センターに限る。)。
- (13) 市町等との連絡調整に関する事。
- (14) 地方機関の連絡調整に関する事。
- (15) 島根県選挙管理委員会の事務に関する事。
- (16) 地方分権及び広域行政の推進に関する事(西部県民センターに限る。)。
- (17) 情報通信ネットワークの管理に関する事。
- (18) 旅券に関する事(西部県民センターに限る。)。
- (19) 出納事務に関する事。
- (20) 県民センターにおいて集中管理する県有自動車に関する事。
- (21) 他部の所掌に属しない事項に関する事。

税務部

- (1) 県税及び県税に係る附帯金の賦課徴収並びにこれらの収納管理に関する事。
- (2) 徴収委託を受けた他の地方団体の税の徴収に関する事。

商工労政事務所

- (1) 観光の振興に関する事。
- (2) 貿易の振興に関する事。
- (3) 地場産業の振興に関する事。
- (4) 中小企業の経営革新等の支援に関する事。
- (5) 資源循環型技術経営支援事業に関する事。
- (6) 企業の誘致に関する事。
- (7) 中小企業等への融資制度に関する事。
- (8) 高度化資金貸付事業等に係る診断助言に関する事。
- (9) 貸金業に関する事。
- (10) 商業の振興に関する事。
- (11) 労働政策に関する事。

事務所

- (1) 情報公開に関する事。
- (2) 庶務に関する事。
- (3) 職員の厚生に関する事。
- (4) 県税及び県税に係る附帯金の徴収並びにこれらの収納管理(収納及び納税証明書の発行に限る。)に関する事。
- (5) 合同庁舎及び職員宿舎の管理に関する事。
- (6) 集合庁舎の管理に関する事(県央事務所に限る。ただし、秩序維持に係る業務を除く。)。
- (7) 管轄区域(県央事務所にあつては、大田市に限る。)における防災に関する事。
- (8) 管轄区域における防災行政無線に関する事。
- (9) 管轄区域(県央事務所にあつては、大田市に限る。)における災害対策等の連絡調整に関する事。
- (10) 管轄区域(県央事務所にあつては、大田市に限る。)における国民保護に関する事。

- (11) 管轄区域における災害救助法の施行に関する事。
- (12) 市町等との連絡調整に関する事。
- (13) 地方機関の連絡調整に関する事。
- (14) 島根県選挙管理委員会の事務に関する事。
- (15) 情報通信ネットワークの管理に関する事。
- (16) 旅券に関する事。
- (17) 出納事務に関する事。
- (18) 事務所において集中管理する県有自動車に関する事。

県央事務所川本駐在グループ

- (1) 県税及び県税に係る附帯金の収納管理（収納及び納税証明書の発行に限る。）に関する事。
- (2) 合同庁舎及び職員宿舍の管理に関する事。
- (3) 旅券に関する事。
- (4) 出納事務に関する事。
- (5) 県央事務所川本駐在グループにおいて集中管理する県有自動車に関する事。

（東京事務所）

第23条 本庁と中央官公庁、関係諸機関等との間における連絡、県政の推進に必要な情報収集、県内情報の提供及び企業の誘致に関する事務並びに知事の命じた事務を分掌させるため、東京事務所を設置する。

- 2 東京事務所は、東京都千代田区に置く。
- 3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	グループ又はスタッフ
管理行政部	総務グループ、省庁スタッフ
産業振興部	企業誘致スタッフ

- 4 部の所掌事務は、次のとおりとする。

管理行政部

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 産業振興部の所掌に属しないものに関する事。

産業振興部

第1項に規定する事務のうち、商工労働部の所掌事務に係るものに関する事。

（県立大学）

第24条 島根県立大学条例（平成11年島根県条例第54号）第2条の規定により設置された県立大学は、浜田市に置く。

- 2 県立大学に、次の表の左欄に掲げる局、部及びセンター（以下この項及び第4項において「局等」という。）を置き、同欄に掲げる局に同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

局 等	グループ又はスタッフ
事務局	総務施設グループ、図書情報グループ、教務グループ、学生グループ、総合企画スタッフ
アドミッションセンター	
キャリアセンター	
学生生活部	
メディアセンター	
交流センター	
留学生センター	

3 県立大学に附属施設を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
北東アジア地域研究センター	浜田市

4 局等の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 県立大学の特質の創造及び情報発信に関すること。
- (3) 北東アジア地域研究センターの事務に関すること。
- (4) 教務に関すること(学生生活部の所掌に属するものを除く。)
- (5) 学生生活の支援に関すること(学生生活部の所掌に属するものを除く。)
- (6) 学生のキャリア形成及び進路に関すること(キャリアセンターの所掌に属するものを除く。)
- (7) 留学生及び国際交流に関すること(留学生センターの所掌に属するものを除く。)
- (8) キャリアセンターの事務に関すること。
- (9) 学生生活部の事務に関すること。
- (10) メディアセンターの事務に関すること。
- (11) 交流センターの事務に関すること。
- (12) 留学生センターの事務に関すること。

アドミッションセンター

入学者選抜、学生募集等に関すること。

キャリアセンター

学生のキャリア形成及び進路に関すること(キャリアセンターの所掌に属するものに限る。)

学生生活部

- (1) 教務に関すること(学生生活部の所掌に属するものに限る。)
- (2) 学生生活の支援に関すること(学生生活部の所掌に属するものに限る。)

メディアセンター

- (1) 図書、雑誌その他の資料の収集、整理及び保管に関すること(メディアセンターの所掌に属するものに限る。次号から第5号までにおいて同じ。)
- (2) 前号の資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (3) 学内情報ネットワークの管理運営に関すること。
- (4) 学外情報ネットワークとの連携に関すること。
- (5) 学生の自学自習の支援に関すること。

交流センター

地域交流に関すること(交流センターの所掌に属するものに限る。)

留学生センター

留学生及び国際交流に関すること(留学生センターの所掌に属するものに限る。)

(県立短期大学)

第25条 島根県立短期大学条例(昭和39年島根県条例第1号)第2条の規定により設置された県立短期大学の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
島根女子短期大学	松江市
看護短期大学	出雲市

2 島根女子短期大学に、次の表の左欄に掲げる局、部及び図書館(以下この項から第4項までにおいて「局等」という。)

を置き、同欄に掲げる局に同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

局 等	グループ又はスタッフ
事務局	総務会計グループ、学務厚生グループ、大学改革担当スタッフ
学生部	
図書館	

3 看護短期大学に、次の表の左欄に掲げる局等を置き、同欄に掲げる局に同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

局 等	グループ又はスタッフ
事務局	総務グループ、教務グループ、大学改革担当スタッフ
学生部	
図書館	

4 局等の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 教務に関する事（学生部の所掌に属するものを除く。 ）。
- (3) 学生の厚生補導に関する事（学生部の所掌に属するものを除く。 ）。
- (4) 学生部の事務に関する事。
- (5) 他部の所掌に属しない事項に関する事。

学生部

- (1) 教務に関する事（学生部の所掌に属するものに限る。 ）。
- (2) 学生の厚生補導に関する事（学生部の所掌に属するものに限る。 ）。

図書館

- (1) 図書、雑誌その他の資料の収集、整理及び保管に関する事。
- (2) 前号の資料の閲覧及び貸出しに関する事。

（自治研修所）

第26条 県職員及び市町村職員の研修に関する事務を分掌させるため、自治研修所を設置する。

- 2 自治研修所は、松江市に置く。
- 3 自治研修所に研修部を置き、同部に総務担当及び研修スタッフを置く。
- 4 自治研修所の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 県職員及び市町村等の職員の研修計画に関する事。
 - (2) 市町村等の職員研修の委託事務に関する事。
 - (3) 職場研修の助言及び指導に関する事。
 - (4) 研修効果の測定及び研修記録の整理に関する事。
 - (5) 職員研修の調査及び研究に関する事。

（消防学校）

第27条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第26条第 1 項の規定により設置された消防学校は、松江市に置く。

- 2 消防学校の所掌事務は、次のとおりとする。

消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事。

第 3 節 地域振興部の主管に属する機関

（中山間地域研究センター）

第28条 島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）第 2 条の規定により設置された中山間地域研究センターは、飯石郡飯南町に置く。

2 中山間地域研究センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、中山間地域研究センター又は同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	グループ又はスタッフ
企画情報部	総務グループ、地域研究グループ、企画調整スタッフ
農林技術部	資源環境グループ、鳥獣対策グループ、森林保護育成グループ、木材利用グループ
	県有林管理スタッフ

3 部及び県有林管理スタッフの所掌事務は、次のとおりとする。

企画情報部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 中山間地域の振興のための調査研究に関すること。
- (4) 中山間地域の振興事業に関すること。
- (5) 中山間地域の振興のための情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 他部又は県有林管理スタッフの所掌に属しない事項に関すること。

農林技術部

- (1) 中山間地域の農畜産業の試験研究及び技術指導に関すること。
- (2) 特用林産物の調査研究及び技術指導に関すること。
- (3) 野生鳥獣による被害防止対策の調査研究及び技術指導に関すること。
- (4) 育種、育苗並びに森林の更新及び保育の調査研究及び技術指導に関すること。
- (5) 森林保護の調査研究及び技術指導に関すること。
- (6) 林業経営及び森林立地の調査研究及び技術指導に関すること。
- (7) 木材の調査研究及び技術指導に関すること。

県有林管理スタッフ

県有林及び県民の森の管理に関すること。

(しまね海洋館)

第29条 島根県立しまね海洋館条例(平成11年島根県条例第47号)第2条の規定により設置されたしまね海洋館は、浜田市及び江津市に置く。

2 しまね海洋館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 水生生物に関する展示及び調査研究に関すること。
- (2) 水生生物に関する学習の機会の提供に関すること。
- (3) 自然保護の普及啓発に関すること。
- (4) 遊空間の創造に関すること。

(高度情報化センター)

第30条 島根県立高度情報化センター条例(平成11年島根県条例第9号)第2条の規定により設置された高度情報化センターの名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
東部情報化センター	松江市
中部情報化センター	大田市
西部情報化センター	浜田市

2 高度情報化センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 情報機器を設置してこれを利用させ、及び情報提供を行うこと。
- (2) 情報機器の利用方法に関し必要な説明、助言、指導等を行い、及び講習会を開催すること。

- (3) 情報機器を利用して、音声、映像等を複合的に組み合わせたソフトウェアの制作を行わせ、及びこれに関する展示会、講演会等を開催すること。

第 4 節 環境生活部の主管に属する機関

(消費者センター)

第31条 島根県消費者センター条例(昭和46年島根県条例第8号)第2条の規定により設置された消費者センターは、松江市に置く。

2 消費者センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に関係の深い商品の試験に関すること。
- (3) 消費者啓発のための研修、展示等に関すること。
- (4) 消費者教育の推進に関すること。
- (5) 消費生活に関する情報の収集に関すること。
- (6) 消費者組織の育成指導に関すること。

(男女共同参画センター)

第32条 島根県立男女共同参画センター条例(平成11年島根県条例第13号)第2条の規定により設置された男女共同参画センターは、大田市に置く。

2 男女共同参画センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 女性の抱える問題に関する相談を行うこと。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供並びに調査研究を行うこと。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関する研修会、催物等を開催すること。
- (4) 調査研究、研修、催物等のためにセンターの施設及び設備を使用させること。

(美術館)

第33条 島根県立美術館条例(平成16年島根県条例第50号)第2条の規定により設置された美術館は、松江市に置く。

2 美術館に、総務担当及び学芸グループを置く。

3 美術館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 美術館協議会に関すること。
- (2) 美術館の施設等の利用に関すること。
- (3) 美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (4) 美術に関する専門的、技術的な調査及び研究に関すること。
- (5) 他の美術館等との連携協力に関すること。
- (6) 美術に関する教育・普及活動に関すること。
- (7) 美術に関する図録、館報、所蔵品目録等の美術情報の提供に関すること。
- (8) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設との協力及びその活動の援助に関すること。

(芸術文化センター)

第34条 島根県芸術文化センター条例(平成16年島根県条例第51号)第2条第1項の規定により設置された芸術文化センターは、益田市に置く。

2 芸術文化センターに、総務グループ、学芸グループ及び学芸スタッフを置く。

3 芸術文化センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術に関する教育及び普及並びに調査研究に関すること。
- (3) 芸術文化センターの施設等の利用に関すること。
- (4) 音楽、演劇その他の鑑賞を目的とした事業に関すること。
- (5) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(島根県民会館)

第35条 島根県立島根県民会館条例(昭和43年島根県条例第1号)第2条の規定により設置された島根県民会館は、松江市に置く。

2 島根県民会館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 文化事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 貸ホール、貸会議室等の運営に関すること。

(三瓶自然館)

第36条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成16年島根県条例第52号)第2条の規定により設置された三瓶自然館は、大田市に置く。

2 三瓶自然館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 自然保護の普及啓発及び調査研究に関すること。
- (2) 自然保護に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 動物、植物、地質、天文等に係る資料の展示等に関すること。
- (4) ビジュアルドームにおける天文又は自然に係る映像の上映に関すること。
- (5) 三瓶小豆原埋没林公園における埋没木の展示等に関すること。

第5節 健康福祉部の主管に属する機関

(福祉事務所)

第37条 島根県行政機関等設置条例第3条第1項の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
東部福祉事務所	雲南市	八束郡、仁多郡、簸川郡
西部福祉事務所	浜田市	邑智郡、鹿足郡
隠岐福祉事務所	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡

2 隠岐福祉事務所は、隠岐支庁に併置する。

3 福祉事務所が社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第5項に規定する事務以外の事務を分掌する場合には、次の表の左欄に掲げる福祉事務所は、第1項の所管区域のほか、それぞれ同表の右欄に掲げる市町の区域を所管するものである。

福 祉 事 務 所	市 町
東部福祉事務所	松江市、出雲市、安来市、雲南市、飯南町
西部福祉事務所	浜田市、益田市、大田市、江津市

4 次の表の左欄に掲げる福祉事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

福 祉 事 務 所	グループ、スタッフ又は担当
東部福祉事務所	総務担当、生活支援グループ
西部福祉事務所	総務担当、邑智生活支援スタッフ、鹿足生活支援スタッフ、法人相談スタッフ
隠岐福祉事務所	総務・福祉担当、生活支援グループ

5 西部福祉事務所生活支援スタッフの位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

生活支援スタッフ	位 置	管 轄 区 域
邑智生活支援スタッフ	邑智郡川本町	邑智郡
鹿足生活支援スタッフ	益田市	鹿足郡

6 福祉事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること（東部福祉事務所にあつては、母子福祉資金及び寡婦福祉資金に関することを除く。）。
- (3) 要保護児童の福祉に関すること。
- (4) 助産及び母子保護の実施に関すること。
- (5) 社会福祉法人等の相談に関すること（東部福祉事務所を除く。）。

（保健所）

第38条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定により設置された保健所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
松江保健所	松江市	松江市、安来市、八束郡
雲南保健所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡
出雲保健所	出雲市	出雲市、簸川郡
県央保健所	大田市	大田市、邑智郡
浜田保健所	浜田市	浜田市、江津市
益田保健所	益田市	益田市、鹿足郡
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡

- 2 隠岐保健所は、隠岐支庁に併置する。
- 3 次の表の左欄に掲げる保健所に、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

保 健 所	部	グループ又はスタッフ
松江保健所	総務保健部	総務グループ、心の健康支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視グループ、地域環境改善スタッフ
雲南保健所	総務保健部	総務担当、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
益田保健所	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視グループ
出雲保健所	総務保健部	総務グループ、心の健康支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、動物管理グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視グループ
県央保健所	総務保健部	総務グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視グループ
浜田保健所	総務保健部	総務担当、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、検査グループ、食品衛生機動監視グループ
隠岐保健所	総務保健部	総務医事グループ、健康増進グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ
	環境衛生部	環境衛生グループ、島前保健環境グループ、食品衛生機動監視グループ、島前地域危機管理スタッフ

- 4 部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務保健部

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 保健及び医療に係る地域プランの総合的調整に関する事。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- (4) 病院、診療所その他の医療施設に関する事。
- (5) 結核の予防に関する事。
- (6) 特定疾患に関する事。
- (7) 環境汚染に係る健康被害に関する事。
- (8) 原爆被爆者の健康管理に関する事。
- (9) 生活習慣病の予防に関する事。
- (10) 老人保健に関する事。
- (11) 衛生教育に関する事。
- (12) 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関する事。
- (13) 保健統計に関する事。
- (14) 死体の解剖保存に関する事。
- (15) 栄養の改善及び指導に関する事。
- (16) 栄養士及び調理師に関する事。
- (17) 健康増進に関する事。
- (18) 歯科保健に関する事。
- (19) 母子保健に関する事。
- (20) 保健指導に関する事。
- (21) 保健師の指導に関する事。
- (22) 医療社会事業に関する事。
- (23) 他部の所掌に属しない事項に関する事。

環境衛生部

- (1) 感染症及び伝染病の予防に関する事。
- (2) 温泉に関する事。
- (3) 薬剤師、理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関する事。
- (4) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び水泳場の衛生に関する事。
- (5) 墓地、火葬場等に関する事。
- (6) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
- (7) 薬事、毒物劇物及び生薬に関する事。
- (8) 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤に関する事。
- (9) 血液に関する事。
- (10) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- (11) 緊急用血清等に関する事。
- (12) 食品衛生に関する事。
- (13) 水道及び飲料水に関する事。
- (14) と畜場及びと畜に関する事。
- (15) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事。
- (16) 化製場等に関する事。
- (17) 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関する事。
- (18) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (19) 動物管理センターの管理運営に関する事（出雲保健所に限る。）。
- (20) 環境保全思想の普及啓発に関する事。

- (21) 大気汚染及び水質汚濁の防止に関すること。
- (22) 土壌汚染対策に関すること。
- (23) 騒音、振動及び悪臭の防止対策の指導に関すること。
- (24) 公害苦情の処理及び公害防止管理者の指導に関すること。
- (25) 廃棄物の適正処理に関すること。
- (26) 廃棄物の減量化及び再資源化に関すること。
- (27) 浄化槽に関すること。
- (28) 特定建築物の衛生管理に関すること。
- (29) ねずみ（野そを除く。）及び衛生害虫に関すること。
- (30) 衛生上の試験及び検査に関すること。

（保健環境科学研究所）

第39条 島根県立保健環境科学研究所条例（昭和39年島根県条例第12号）第 2 条の規定により設置された保健環境科学研究所は、松江市に置く。

2 保健環境科学研究所に、次の表の左欄に掲げる部及び原子力環境センター（以下この項及び次項において「部等」という。）を置き、保健環境科学研究所又は同表の左欄に掲げる部等にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部 等	グループ又はスタッフ
	総務企画情報グループ、企画調整・G L Pスタッフ
保健科学部	細菌グループ、ウィルスグループ、生活科学グループ
環境科学部	大気環境グループ、水環境グループ、放射能グループ、湖沼環境スタッフ
原子力環境センター	

3 グループ、スタッフ及び部等の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画情報グループ

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 部等の所掌に属しない事項に関すること。

企画調整・G L Pスタッフ

検査等の事務の管理に関すること。

保健科学部

- (1) 病原微生物及び人畜共通疾患の検査及び調査研究に関すること。
- (2) 血清検査等に関すること。
- (3) 保健情報の解析提供に関すること。
- (4) 食品等の試験及び調査研究に関すること。
- (5) 医薬品、家庭用品等の試験及び調査研究に関すること。
- (6) 温泉の分析及び調査研究に関すること。

環境科学部

- (1) 大気汚染に関する試験及び調査研究に関すること。
- (2) 騒音、振動、悪臭等に関する試験及び調査研究に関すること。
- (3) 水質に関する試験及び調査研究に関すること。
- (4) 有害化学物質に関する試験及び調査研究に関すること。
- (5) 環境放射能等の試験及び調査研究に関すること（原子力発電所に係るものを除く。）。

原子力環境センター

- (1) 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視、調査研究及びその広報に関すること。
- (2) 緊急時の環境放射能等の調査解析研究に関すること。

(総合福祉センター)

第40条 島根県立総合福祉センター条例(平成7年島根県条例第13号)第2条の規定により設置された総合福祉センターの名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
東部総合福祉センター	松江市
西部総合福祉センター	浜田市

2 総合福祉センターの業務は、次のとおりとする(第7号から第9号までに規定する業務は、東部総合福祉センターに限る。)。

- (1) 高齢者及び障害者に関する各種の相談に関すること。
- (2) 社会福祉事業従事者の確保に関すること。
- (3) 介護に関する知識及び技術並びに福祉用具の普及に関すること。
- (4) 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の製作及び貸出しに関すること(西部総合福祉センターに限る。)。
- (5) 聴覚障害者用ビデオカセットテープの製作及び貸出しに関すること。
- (6) 貸研修室等の運営に関すること。
- (7) 母子家庭及び寡婦の各種相談に応ずること。
- (8) 母子家庭及び寡婦に必要な専門的指導及び援助を行うこと。
- (9) 母子自立支援員との連絡調整に関すること。

(県立病院)

第41条 島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第61号)第2条第2項の規定により設置された県立病院の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
中央病院	出雲市
湖陵病院	出雲市

2 中央病院に、次の表の左欄に掲げる局又は室を置き、同欄に掲げる局にそれぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる局若しくは室又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は科を置く。

局又は室	部	グループ、スタッフ又は科
事務局	総務管理部	総務グループ、施設管理グループ
	経営企画部	経営グループ、業務グループ、企画情報スタッフ
医療局	中央診療部	リハビリテーション科
		放射線科
		内視鏡科
		検査診断科
		病理組織診断科
	内科診療部	総合診療科
		精神神経科
		神経内科
		呼吸器科
		消化器科
		循環器科
		リウマチ・アレルギー科

		血液腫瘍科
		内分泌代謝科
	外科診療部	外科
		整形外科
		脳神経外科
		呼吸器外科
		心臓血管外科
		泌尿器科
		腎臓科
	皮膚感覚器診療部	形成外科
		皮膚科
		眼科
		耳鼻咽喉科
		歯科
	救命救急診療部	救命救急科
		麻酔科
		手術科
	母性小児診療部	小児科
		小児外科
		産婦人科
		新生児科
薬剤局		薬剤科
医療技術局		放射線技術科
		検査技術科
		栄養管理科
		臨床工学科
		リハビリテーション技術科
看護局	救命救急看護部	救命救急外来看護科
		救命救急病棟看護科
		集中治療看護科
		手術看護科
	中央診療看護部	中央診療看護科
	外来看護部	外来看護科
	母性小児病棟看護部	母性小児病棟看護科
	第一総合病棟看護部	リハ総合病棟看護科
		脳神経総合病棟看護科
		胸部総合病棟看護科
	第二総合病棟看護部	内科総合病棟看護科
		外科総合病棟看護科
		腹部総合病棟看護科
地域医療連携室		地域医療連携科
		医療情報管理科

3 前項に規定する診療科のほか、医療局に地域医療科を置く。

4 湖陵病院に、次の表の左欄に掲げる局を置き、同欄に掲げる局に同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる局又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げる室、グループ、スタッフ又は科を置く。

局	部	室、グループ、スタッフ又は科
事務局	総務経営部	総務企画グループ、経営グループ、栄養管理グループ、新病院スタッフ
医療局		第一精神神経科
		第二精神神経科
		臨床検査科
		薬剤科
		総合リハビリテーション室
看護局		

5 中央病院の局及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 職員の身分、給与及び福利厚生に関する事。
- (3) 病院施設の維持管理に関する事。
- (4) 情報システムに関する事。
- (5) 経営計画に関する事。
- (6) 経営分析に関する事。
- (7) 出納その他会計事務に関する事。
- (8) 診療報酬等の請求に関する事。
- (9) 物品等の購入管理に関する事。

医療局

- (1) 患者の診療に関する事。
- (2) 医療の向上のための研究に関する事。
- (3) 地域保健医療に関する事。

薬剤局

調剤及び製剤並びに医薬品（衛生材料を除く。）の検査、保管及び出納に関する事。

医療技術局

- (1) 診療放射線に関する事。
- (2) 化学、病菌及び病理の検査その他医学的検査に関する事。
- (3) 入院患者の給食に関する事。
- (4) 患者の栄養指導に関する事。
- (5) 生命維持管理装置の運用に関する事。
- (6) リハビリテーションに関する事。

看護局

患者の看護及び診療の補助に関する事。

地域医療連携室

- (1) 地域の医療機関等との連携に関する事。
- (2) 医療相談に関する事。
- (3) 診療記録の管理に関する事。

6 湖陵病院の局の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 経営分析に関すること。
- (3) 出納その他会計事務に関すること。
- (4) 物品等の購入管理に関すること。
- (5) 診療報酬等の請求に関すること。
- (6) 診療記録の管理に関すること。
- (7) 入院患者の給食に関すること。
- (8) 患者の栄養指導に関すること。
- (9) 病院施設の維持管理に関すること。
- (10) 新病院の整備に関すること。

医療局

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 医療の向上のための研究に関すること。
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) デイ・ケアに関すること。
- (5) 化学、病菌及び病理の検査その他医学的検査に関すること。
- (6) 診療放射線に関すること。
- (7) 調剤及び製剤並びに医薬品（衛生材料を除く。）の検査、保管及び出納に関すること。
- (8) 医療相談に関すること。

看護局

患者の看護及び診療の補助に関すること。

（高等看護学院）

第42条 島根県立高等看護学院条例（昭和41年島根県条例第62号）第 2 条の規定により設置された高等看護学院の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
松江高等看護学院	松江市
石見高等看護学院	益田市

2 高等看護学院の業務は、次のとおりとする。

看護師の養成を行うこと。

（児童相談所）

第43条 島根県児童相談所条例（昭和39年島根県条例第17号）第 2 条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
中央児童相談所	松江市	松江市、安来市、八束郡、隠岐郡
出雲児童相談所	出雲市	出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡、簸川郡
浜田児童相談所	浜田市	浜田市、大田市、江津市、邑智郡
益田児童相談所	益田市	益田市、鹿足郡

2 次の表の左欄に掲げる児童相談所に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は室を置く。

児童相談所	グループ、スタッフ又は室
中央児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ、総務企画スタッフ、地域連携・女性相談スタッフ、隠岐相談室

出雲児童相談所 浜田児童相談所 益田児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ、地域連携・女性相談スタッフ
-------------------------------	---------------------------------

- 3 中央児童相談所隠岐相談室は、隠岐郡隠岐の島町に置く。
- 4 児童相談所の業務は、次のとおりとする（第7号から第9号までに規定する業務は、中央児童相談所に限る。）。
 - (1) 児童に関する各般の相談に関すること。
 - (2) 児童及びその家庭に対する調査、判定及び指導に関すること。
 - (3) 児童の一時保護に関すること。
 - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童等に対する措置に関すること。
 - (5) 児童の相談援助に係る関係機関及び団体との連携に関すること。
 - (6) 女性相談に関すること。
 - (7) 主要事業の企画運営に関すること。
 - (8) 他の児童相談所との連絡調整に関すること。
 - (9) 児童福祉統計の総括に関すること。

（わかたけ学園）

第44条 島根県立わかたけ学園条例（昭和39年島根県条例第22号）第2条の規定により児童自立支援施設として設置されたわかたけ学園は、松江市に置く。

- 2 わかたけ学園に、総務グループ及び自立支援グループを置く。
- 3 わかたけ学園の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 児童の自立支援の計画及び実施に関すること。
 - (2) 児童の保護指導及び寮の運営管理に関すること。
 - (3) 児童の心理的援助に関すること。
 - (4) 退園児童の予後指導に関すること。

（女性相談センター）

第45条 島根県女性相談センター条例（昭和39年島根県条例第18号）第2条第1項の規定により設置された女性相談センターは、松江市に置く。

- 2 女性相談センターに分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
女性相談センター西部分室	大田市

- 3 女性相談センターの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性に対する生活各般の相談に関すること。
 - (2) 要保護女子及びその家庭に対する調査、判定及び指導に関すること。
 - (3) 要保護女子の一時保護に関すること。
 - (4) 配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護に関すること。

（心と体の相談センター）

第46条 島根県立心と体の相談センター条例（平成16年島根県条例第82号）第2条の規定により設置された心と体の相談センターは、松江市に置く。

- 2 心と体の相談センターに、地域支援グループ、相談・判定グループ及び支援企画スタッフを置く。
- 3 心と体の相談センターの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 障害者に対する市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うこと。
 - (2) 障害者及び精神保健に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

- (3) 障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- (4) 補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (5) 障害者の手帳の交付に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及啓発及び調査研究に関すること。
- (7) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (8) 自立支援医療費（精神通院医療に係るものに限る。）の支給認定に関すること。
- (9) 市町村が行う自立支援給付業務に関し、必要な援助を行うこと。

（はつらつ体育館）

第47条 島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）第 2 条の規定により設置されたはつらつ体育館は、松江に置く。

2 はつらつ体育館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため、施設等を使用させること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議その他に施設等を使用させること。

（食肉衛生検査所）

第48条 島根県行政機関等設置条例第 4 条第 1 項の規定により設置された食肉衛生検査所は、大田市に置き、その所管区域は、大田市朝山町仙山字中山とする。

2 食肉衛生検査所に、総務担当、検査グループ、試験グループ及び食肉安全管理スタッフを置く。

3 食肉衛生検査所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺又は解体の検査（以下「と畜検査」という。）に関すること。
- (2) と畜場及びと畜業者の衛生措置に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) 保健統計に関すること。
- (5) と畜検査に係る精密検査に関すること。
- (6) と畜検査に必要な獣疫の調査研究に関すること。

第 6 節 農林水産部の主管に属する機関

（農林振興センター）

第49条 島根県行政機関等設置条例第 5 条第 1 項の規定により設置された農林振興センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
東部農林振興センター	松江市	松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡
西部農林振興センター	浜田市	浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡

2 次の表の左欄に掲げる農林振興センターに、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる農林振興センター又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

農林振興センター	部	グループ、スタッフ又は担当
東部農林振興センター	総務企画部	総務担当、総合振興スタッフ、調査計画スタッフ、国営担当スタッフ
	農政部	農政グループ、農業振興グループ
	松江農業普及部	松江北地域振興グループ、松江南地域振興グループ
	中海干拓営農部	干拓振興グループ
	松江家畜衛生部	家畜衛生グループ

西部農林振興センター	出雲家畜衛生部	家畜衛生グループ
	林業部	林業振興グループ、森林保全グループ、松江地域林業普及グループ
	総務企画部	総務担当、総合振興スタッフ、調査計画スタッフ
	農政部	農政グループ、農業振興グループ
	浜田農業普及部	浜田地域振興グループ、江津地域振興グループ
	江津家畜衛生部	家畜衛生グループ
	益田家畜衛生部	家畜衛生グループ
	林業部	林業振興グループ、森林保全グループ、浜田地域林業普及グループ
		石見木材振興スタッフ、構造対策緊急地域スタッフ、企業参入促進スタッフ

- 3 東部農林振興センター中海干拓営農部は、安来市に置く。
- 4 農林振興センター家畜衛生部の位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

家 畜 衛 生 部	位 置	管 轄 区 域
東部農林振興センター松江家畜衛生部	八束郡東出雲町	松江市、安来市、八束郡、隠岐郡
東部農林振興センター出雲家畜衛生部	出雲市	出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡、簸川郡
西部農林振興センター江津家畜衛生部	江津市	浜田市、大田市、江津市、邑智郡
西部農林振興センター益田家畜衛生部	益田市	益田市、鹿足郡

- 5 農林振興センターに事務所を置き、その名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東部農林振興センター雲南事務所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡
東部農林振興センター出雲事務所	出雲市	出雲市、簸川郡
西部農林振興センター県央事務所	邑智郡川本町	大田市、邑智郡
西部農林振興センター益田事務所	益田市	益田市、鹿足郡

- 6 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の中欄に掲げる部に同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

事 務 所	部	グループ又はスタッフ
東部農林振興センター雲南事務所	農業普及部	雲南地域振興グループ、飯南地域振興グループ、仁多地域振興グループ
	林業部	林業普及グループ、総務・鳥獣スタッフ
東部農林振興センター出雲事務所	農業普及部	出雲地域振興グループ、出雲東地域振興グループ、出雲南地域振興グループ
	林業部	林業普及グループ、総務・鳥獣スタッフ
西部農林振興センター県央事務所	農業普及部	邑智北地域振興グループ、邑智南地域振興グループ
	林業部	林業普及グループ、総務・鳥獣スタッフ
西部農林振興センター益田事務所	農業普及部	益田北地域振興グループ、益田南地域振興グループ、鹿足地域振興グループ
	林業部	林業普及グループ、総務・鳥獣スタッフ

- 7 次の表の左欄に掲げる農林振興センターの部又は事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる支所を置き、同欄に掲げる

支所に、それぞれ同欄の右欄に掲げるグループを置く。

農林振興センター部又は事務所	支 所	グ ル ー プ
東部農林振興センター松江農業普及部	東部農林振興センター松江農業普及部安来支所	安来地域振興グループ
西部農林振興センター県央事務所	西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所	大田地域振興グループ

8 農業普及部及び事務所農業普及部の支所の位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

農業普及部支所及び事務所農業普及部支所	位 置	管 轄 区 域
東部農林振興センター松江農業普及部安来支所	安来市	安来市
西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所	大田市	大田市

9 農林振興センター農業普及部、中海干拓営農部、農業普及部支所、事務所農業普及部及び事務所農業普及部支所は、助長法第12条第1項に規定する普及指導センターとし、助長法第8条第1項に規定する普及指導員をもって助長法第12条第2項各号に規定する普及指導センター業務を所掌するものとする。

10 部、支所及び事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 農林業に関する重要施策の企画・立案及び進行管理に関すること。
- (3) 土地改良事業等に係る企画及び調査に関すること。
- (4) 農業水利の調整に関すること。
- (5) 土地改良事業等に係る設計基準に関すること。
- (6) 農地等の換地（県営分を除く。）及び交換分合に関すること。
- (7) 土地改良区に関すること。
- (8) 土地改良資金に関すること。
- (9) 資源保全施策に関すること。
- (10) 国営造成施設の管理事業に関すること。
- (11) 国営農地開発地域の連絡調整に関すること。
- (12) 出雲市及び斐川町に係る国営土地改良事業に関すること（東部農林振興センターに限る。）。
- (13) 緑資源機構営事業に関すること。
- (14) 治山・林道事業に係る企画及び調査に関すること。
- (15) 他部の所掌に属しない事項に関すること。

農政部

- (1) 農業金融（農業改良資金を除く。）に関すること。
- (2) 地域農業の活性化対策に関すること。
- (3) 農業経営基盤強化の促進に関すること。
- (4) 農業振興地域の整備に関すること。
- (5) 農地の調整に関すること。
- (6) 自作農財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 農業協同組合等に関すること。
- (8) 山村振興等対策に関すること。
- (9) 農畜産関係の補助金及び交付金事務に関すること。
- (10) 水田農業構造改革対策及び米の生産数量調整の推進に関すること。
- (11) 農畜産物等の生産、加工及び流通に関すること。

- (12) 環境にやさしい農業及び有機農業の推進に関する事。
- (13) 土壌改良及び農業機械に関する事。
- (14) 農薬等販売者及び使用者の取締り等に関する事。
- (15) 家畜商に関する事。
- (16) 家畜排せつ物の管理及び利活用に関する事。
- (17) 家畜の改良増殖に関する事。
- (18) 養蜂に関する事。
- (19) 家畜の飼料対策に関する事。
- (20) 飼料又は飼料添加物の取締り等に関する事。
- (21) 畜産業振興事業の指導推進に関する事。

農業普及部

- (1) 農業改良普及指導の企画調整に関する事。
- (2) 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関する事。
- (3) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関する事。
- (4) 農業の担い手の育成指導に関する事。
- (5) 農業改良資金に関する事。
- (6) 農業技術の普及指導に関する事。
- (7) 技術情報の提供に関する事。

支所

管轄区域における次に掲げる事項に関する事。

- ア 農業改良普及指導の企画調整に関する事項
- イ 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関する事項
- ウ 農業技術及びその普及方法の調査研究に関する事項
- エ 農業の担い手の育成指導に関する事項
- オ 農業改良資金に関する事項
- カ 農業技術の普及指導に関する事項
- キ 技術情報の提供に関する事項

中海干拓営農部

国営中海干拓地域における次に掲げる事項に関する事。

- (1) 農業改良普及指導の企画調整に関する事。
- (2) 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関する事。
- (3) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関する事。
- (4) 農業の担い手の育成指導に関する事。
- (5) 農業改良資金に関する事。
- (6) 農業技術の普及指導に関する事。
- (7) 技術情報の提供に関する事。
- (8) 中海干拓営農部運営協議会に関する事。

家畜衛生部

家畜衛生向上による地域農林業の振興に関する事。

林業部

- (1) 林業行政の連絡調整に関する事。
- (2) 森林吸収源対策に関する事。
- (3) 森林の流域管理システムの推進に関する事。
- (4) 森林組合等に関する事。

- (5) 林業労働力対策に関する事。
- (6) 分収林に関する事。
- (7) 林業技術の普及指導に関する事。
- (8) 森林に対する県民理解の促進に関する事。
- (9) 緑化の推進に関する事。
- (10) 林業金融に関する事。
- (11) 特用林産物の振興対策に関する事。
- (12) 木質資源の活用対策に関する事。
- (13) 林業・木材産業構造改革に関する事。
- (14) 森林計画及び林業経営の指導に関する事。
- (15) 保安林に関する事。
- (16) 保安施設地区の管理に関する事。
- (17) 林業種苗に関する事。
- (18) 森林病虫害等の防除に関する事。
- (19) 造林及び間伐に関する事。
- (20) 水と緑の森づくりの推進に関する事。
- (21) みどりの森緊急整備事業に関する事。
- (22) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関する事。
- (23) 希少野生動植物（鳥獣に限る。）の種の保存に関する事。

事務所

農業普及部

- (1) 農業改良普及指導の企画調整に関する事。
- (2) 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関する事。
- (3) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関する事。
- (4) 農業の担い手の育成指導に関する事。
- (5) 農業改良資金に関する事。
- (6) 農業技術の普及指導に関する事。
- (7) 技術情報の提供に関する事。

支所

管轄区域における次に掲げる事項に関する事。

ア 農業改良普及指導の企画調整に関する事項

イ 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関する事項

ウ 農業技術及びその普及方法の調査研究に関する事項

エ 農業の担い手の育成指導に関する事項

オ 農業改良資金に関する事項

カ 農業技術の普及指導に関する事項

キ 技術情報の提供に関する事項

林業部

- (1) 林業行政の連絡調整に関する事。
- (2) 森林吸収源対策に関する事。
- (3) 森林の流域管理システムの推進に関する事。
- (4) 林業労働力対策に関する事。
- (5) 林業技術の普及指導に関する事。
- (6) 森林に対する県民理解の促進に関する事。

- (7) 緑化の推進に関すること。
- (8) 特用林産物の振興対策に関すること。
- (9) 木質資源の活用対策に関すること。
- (10) 林業・木材産業構造改革に関すること。
- (11) 森林計画及び林業経営の指導に関すること。
- (12) 林業種苗に関すること。
- (13) 造林及び間伐に関すること。
- (14) 水と緑の森づくりの推進に関すること。
- (15) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (16) 希少野生動植物（鳥獣に限る。）の種の保存に関すること。
- (17) 庶務に関すること。

（農業技術センター）

第50条 農業の新技术開発、環境保全、経営の合理化及び農産物等の加工に必要な試験研究、調査、分析、種苗の保存及び配布、技術指導並びに普及に関する指導及び調査研究に関する業務を行わせるため、農業技術センターを設置する。

- 2 農業技術センターは、出雲市に置く。ただし、加工研究部は、浜田市に置く。
- 3 農業技術センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

部	グループ、スタッフ又は担当
総務企画部	総務管理グループ、企画調整スタッフ
技術普及部	普及調整グループ、農業環境グループ、農産技術普及グループ、野菜技術普及グループ、果樹技術普及グループ、花き技術普及グループ、畜産技術普及グループ
栽培研究部	作物グループ、野菜グループ、果樹グループ、花きグループ
資源環境研究部	病虫グループ、土壌環境グループ、特産開発グループ
加工研究部	総務担当、加工グループ、技術普及スタッフ

- 4 技術普及部は、助長法第12条第1項に規定する普及指導センターとし、助長法第8条第1項に規定する普及指導センターをもって助長法第12条第2項各号に規定する事務を所掌するものとする。
- 5 部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 農業に関する試験研究の企画及び調整に関すること。
- (4) 農業に関する試験研究の情報に関すること。
- (5) 農業経営の調査研究及び経営指導に関すること。
- (6) 他部の所掌に属しない事項に関すること。

技術普及部

- (1) 農業改良普及指導の企画調整及び方法に関すること。
- (2) 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関すること。
- (3) 農業技術の普及指導に関すること。
- (4) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関すること。
- (5) 農業の担い手の育成指導に関すること。
- (6) 農業普及員の研修に関すること。
- (7) 技術情報の収集及び提供に関すること。

栽培研究部

- (1) 水稻、麦類、大豆及び特用作物の栽培技術及び流通技術の試験研究に関する事。
- (2) 野菜、果樹、花き及び花木の栽培技術及び流通技術の試験研究に関する事。
- (3) 水稻、麦類及び大豆の原種採種に関する事。
- (4) 優良種苗の選抜に関する事。
- (5) 農作物に関する試験研究成果の技術移転に関する事。

資源環境研究部

- (1) 農作物の病虫害防除の試験研究に関する事。
- (2) 土壌肥料及び作物栄養の試験研究に関する事。
- (3) 土壌汚染及び水質汚濁の調査研究に関する事。
- (4) 肥料の分析及び鑑定に関する事。
- (5) 県オリジナル品種の開発及び普及並びに種苗の保存、増殖及び配付に関する事。

加工研究部

- (1) 農産物等の加工技術及び加工品の流通技術の試験研究、調査及び技術移転に関する事。
- (2) 農産加工品の開発に関する事。
- (3) 農産物等の加工技術に関する情報の収集及び提供に関する事。

(農業大学校)

第51条 島根県立農業大学校条例(昭和57年島根県条例第33号)第2条の規定により設置された農業大学校は、大田市及び飯石郡飯南町に置く。

- 2 農業大学校に、次の表の左欄に掲げる局及び部(以下この項及び次項において「局等」という。)を置き、同欄に掲げる局等にそれぞれ同表の右欄に掲げるスタッフ又は担当を置く。

局等	スタッフ又は担当
事務局	総務担当
教育部	教育スタッフ

- 3 局等の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 農業研修館に関する事。
- (3) 教育部の所掌に属しない事項に関する事。

教育部

- (1) 学生の募集に関する事。
- (2) 教育及び研修の計画の樹立並びに教育及び研修に関する事。
- (3) 寄宿舎の運営に関する事。

(花振興センター)

第52条 島根県花振興センター条例(平成15年島根県条例第74号)第2条の規定により設置された花振興センターは、出雲市に置く。

- 2 花振興センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 花き園芸の振興に関する事。
- (2) 花ふれあい公園に関する事。

(病虫害防除所)

第53条 島根県行政機関等設置条例第6条第1項の規定により設置された病虫害防除所は、出雲市に置き、その所管区域は、島根県の区域である。

- 2 病虫害防除所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 発生予察事業に関する事。

- (2) 病害虫防除の指導に関すること。
- (3) 農薬に関すること。
- (4) 植物の検疫に関すること。

(畜産技術センター)

第54条 畜産に関する技術上の試験研究、調査、分析、指導及び普及指導活動に関する業務を行わせるため、畜産技術センターを設置する。

- 2 畜産技術センターは、出雲市に置く。ただし、育種改良部しまね和牛改良グループ及び育種企画担当スタッフは、雲南市に置く。
- 3 畜産技術センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、畜産技術センター又は同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

部	グループ、スタッフ又は担当
	総務担当、畜産技術普及グループ
生産技術部	肉用牛グループ、酪農・環境グループ
育種改良部	繁殖技術グループ、しまね和牛改良グループ、育種企画担当スタッフ

- 4 畜産技術センターの業務は、次のとおりとする。

畜産技術普及グループ

- (1) 畜産技術の普及指導に関すること。
- (2) 畜産技術及びその普及方法の調査研究に関すること。

生産技術部

- (1) 肉用牛の試験研究及び調査指導並びに産肉に係る能力検定及びその調査指導に関すること。
- (2) 乳用牛の試験研究及び調査指導に関すること。
- (3) 草地飼料作物の試験研究及び調査指導に関すること。
- (4) 家畜ふん尿の処理及び利用の試験研究及び調査指導に関すること。
- (5) 飼料の検査及び分析に関すること。
- (6) 畜産技術に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。

育種改良部

- (1) 牛の繁殖技術の試験研究及び調査指導に関すること。
- (2) しまね和牛の育種改良に係る試験研究に関すること。
- (3) 和牛精液の採取処理、保管及び利用促進に関すること。

(家畜保健衛生所)

第55条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)第2条第1項の規定により設置された家畜保健衛生所は、農林振興センターに併置し、その名称、位置、管轄区域及び併置する農林振興センターは、次の表のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域	併置する農林振興センター
松江家畜保健衛生所	八束郡東出雲町	松江市、安来市、八束郡、隠岐郡	東部農林振興センター
出雲家畜保健衛生所	出雲市	出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡、簸川郡	
江津家畜保健衛生所	江津市	浜田市、大田市、江津市、邑智郡	西部農林振興センター
益田家畜保健衛生所	益田市	益田市、鹿足郡	

- 2 家畜保健衛生所に、家畜衛生グループを置く。
- 3 家畜保健衛生所に支所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
松江家畜保健衛生所隠岐支所	隠岐郡隠岐の島町

4 家畜保健衛生所及び支所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (2) 家畜の伝染病の予防に関すること。
- (3) 家畜の生産率の向上に関すること。
- (4) 受精卵移植に関すること。
- (5) 家畜の保健衛生上必要な試験、検査及び診療に関すること。
- (6) 畜産物の安全性確保に関すること。
- (7) 獣医療に関すること。
- (8) 動物薬事に関すること。
- (9) 種畜検査に関すること。
- (10) 獣医師、家畜人工授精師及び削蹄師に関すること。
- (11) 家畜衛生に関する畜産業振興事業の推進に関すること。

(緑化センター)

第56条 島根県立緑化センター条例(昭和54年島根県条例第14号)第2条の規定により設置された緑化センターは、松江
市に置く。

2 緑化センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 環境緑化技術の指導及び普及に関すること。
- (2) 林木育種事業に関すること。
- (3) 優良種苗の生産及び配付に関すること。
- (4) ふるさと森林公園の管理に関すること。

(水産事務所)

第57条 島根県行政機関等設置条例第7条第1項の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次の
表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
松江水産事務所	松江市	松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡
浜田水産事務所	浜田市	浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡

2 水産事務所に、総務グループ、水産グループ及び漁港グループを置く。

3 水産事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 水産関係の工事に係る入札及び契約に関すること。
- (2) 水産業協同組合等に関すること。
- (3) 水産金融に関すること。
- (4) 漁港及び海岸保全区域(漁港に係るものに限る。)の管理に関すること。
- (5) 農林水産省所管の国有海浜地等(漁港に係るものに限る。)の管理及び処分に関すること。
- (6) 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関すること。
- (7) 漁港事業等に係る土地等の登記に関すること。
- (8) 公有水面の埋立てに関すること(漁港に係るものに限る。)
- (9) 砂利採取計画の認可に関すること(漁港に係るものに限る。)
- (10) 港勢調査に関すること。
- (11) 漁業の免許及び許可に関すること。
- (12) 漁船に関すること。
- (13) 遊漁船業に関すること。
- (14) 漁業の調整及び取締りに関すること。

- (15) 漁場の利用調整に関する事。
- (16) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関する事。
- (17) 栽培漁業の振興に関する事。
- (18) 内水面漁業の振興に関する事。
- (19) 水産資源の保護及び管理に関する事。
- (20) 水産業の改良普及に関する事。
- (21) 水産業の担い手に関する事。
- (22) 漁業経営構造改善に関する事。
- (23) 水産物の生産、加工及び流通に関する事。
- (24) 水産物卸売市場に関する事。
- (25) 漁場の整備事業に関する事。
- (26) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関する事。
- (27) 漁港関連道工事の執行に関する事。
- (28) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関する事。
- (29) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関する事。
- (30) 漁港施設用地の利用計画に関する事。

（水産技術センター）

第58条 水産業の持続的発展に必要な試験研究、調査及び技術指導、水産生物の育種生産、放流及び増養殖試験、水産製品その他水産物に関する試験及び調査並びに漁業用無線の通信及び指導に関する業務を行わせるため、水産技術センターを設置する。

- 2 水産技術センターは、浜田市に置く。ただし、内水面浅海部内水面グループは出雲市に、内水面浅海部浅海グループは松江市に、栽培漁業部は隠岐郡西ノ島町に置く。
- 3 水産技術センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、同欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

部	グループ、スタッフ又は担当
総合調整部	総務担当、企画広報スタッフ
漁業生産部	利用化学グループ、海洋資源グループ
内水面浅海部	内水面グループ、浅海グループ
栽培漁業部	生産開発グループ

- 4 総合調整部に漁業無線指導所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
水産技術センター総合調整部漁業無線指導所	浜田市

- 5 部の所掌事務は、次のとおりとする。

総合調整部

- (1) 試験船の運行管理に関する事。
- (2) 水産業に関する試験研究の企画及び調整に関する事。
- (3) 水産業に関する試験研究の情報に関する事。
- (4) 漁業経営の調査及び指導に関する事。
- (5) 漁業用無線の通信及び指導に関する事（漁業無線指導所）。
- (6) 他部の所掌に属しない事項に関する事。

漁業生産部

- (1) 漁場の開発及び造成の研究に関する事。
- (2) 漁具及び漁法の研究に関する事。
- (3) 海洋調査及び漁海況予報事業に関する事。
- (4) 水産生物資源の研究に関する事。
- (5) 水産物の利用及び加工の研究に関する事。
- (6) 漁場の環境保全の調査に関する事。

内水面浅海部

- (1) 水産生物資源の研究に関する事。
- (2) 漁場の環境保全の調査及び研究に関する事。
- (3) 水産生物増養殖の研究及び技術指導に関する事。
- (4) 魚病の調査研究に関する事。
- (5) 原子力発電所の温排水の調査に関する事。
- (6) 試験船の運行管理に関する事。

栽培漁業部

- (1) 水産生物の種苗の量産技術の研究並びに種苗の生産、放流及び供給に関する事。
- (2) 栽培漁業に係る技術指導に関する事。

(宍道湖自然館)

第59条 島根県立宍道湖自然館条例(平成12年島根県条例第60号)第2条の規定により設置された宍道湖自然館は、出雲市に置く。

2 宍道湖自然館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 自然保護の普及啓発及び調査研究に関する事。
- (2) 自然保護に係る情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 島根県の汽水・淡水域に生息する生物の飼育展示並びにその生態及び汽水・淡水域の環境に係る資料の展示に関する事。

第7節 商工労働部の主管に属する機関

(大阪事務所)

第60条 本庁と近畿地区又は中京地区に所在する関係諸機関等との間における連絡、物産の展示及びあっせん、流通調査、企業の誘致、観光情報及び定住・雇用情報の提供並びに財団法人島根経済文化振興会の業務指導に関する事務並びに知事の命じた事務を分掌させるため、大阪事務所を設置する。

2 大阪事務所は、大阪市に置く。

3 大阪事務所に、管理部を置き、同部に総務観光スタッフ、しまね産品振興スタッフ及び名古屋地域スタッフを置く。

(九州事務所)

第61条 本庁と九州地区に所在する関係諸機関等との間における連絡、物産の展示及びあっせん、流通調査、企業の誘致並びに観光情報及び定住・雇用情報の提供に関する事務並びに知事の命じた事務を分掌させるため、九州事務所を設置する。

2 九州事務所は、北九州市に置く。

(広島事務所)

第62条 本庁と山陽地区又は四国地区に所在する関係諸機関等との間における連絡、物産の展示及びあっせん、流通調査、企業の誘致並びに観光情報及び定住・雇用情報の提供に関する事務並びに知事の命じた事務を分掌させるため、広島事務所を設置する。

2 広島事務所は、広島市に置く。

(産業交流会館)

第63条 島根県立産業交流会館条例(平成16年島根県条例第59号)第2条の規定により設置された産業交流会館は、松江市に置く。

2 産業交流会館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 県内産業の振興及び国際交流の促進に関すること。
- (2) コンベンションの振興に関すること。
- (3) 県内産業情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 大展示場、国際会議場等の運営に関すること。

(物産観光館)

第64条 通商及び観光の振興に必要な物産の展示及びあっせん、商況及び商品の調査研究並びに観光情報の提供に関する業務を行わせるため、物産観光館を設置する。

2 物産観光館は、松江市に置く。

(産業技術センター)

第65条 島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)第2条第1項の規定により設置された産業技術センターは、松江市に置く。

2 産業技術センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、産業技術センター及び同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又はプロジェクトチームを置く。

部	グループ、スタッフ又はプロジェクトチーム
	総務グループ、企画調整スタッフ、新機能材料開発プロジェクトチーム、新エネルギー応用製品開発プロジェクトチーム、プラズマ利用技術開発プロジェクトチーム、バーチャルリアリティ技術開発プロジェクトチーム
技術部	材料技術グループ、環境技術グループ、生物応用グループ、生産技術グループ、情報デザイングループ

3 産業技術センターの支所の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
産業技術センター浜田技術センター	浜田市

4 産業技術センターの支所に、総合支援グループ及び研究開発グループを置く。

5 産業技術センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 特定プロジェクトの推進に係る調査及び研究開発に関すること。
- (2) 無機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (3) 有機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (4) 廃棄物の処理及びリサイクル、環境配慮型エネルギーの利用その他の環境技術並びに化学応用技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (5) 生物資源の利用及び管理、食品製造その他の生物応用に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (6) 機械金属加工等の生産技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (7) 電子材料等のプロセス技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (8) 情報技術及び産業デザインに関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (9) 産業高度化支援センターに関すること(産業振興課の所掌に属するものを除く。)。
- (10) 県西部地域における産業技術に関する調査、相談及び指導に関すること(浜田技術センター)。
- (11) 窯業並びに食品の加工技術及び製造管理に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること(浜田技術センター)。

(産業高度化支援センター)

第66条 島根県立産業高度化支援センター条例(平成13年島根県条例第18号)第2条の規定により設置された産業高度化支援センターは、松江市に置く。

2 産業高度化支援センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 創業者の育成に関すること。
- (2) 企業の新たな事業分野進出等に対する支援に関すること。
- (3) 企業の産業技術の高度化に対する支援に関すること。

(高等技術校)

第67条 島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）第 2 条の規定により設置された高等技術校の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名 称	位 置
松江高等技術校	松江市
出雲高等技術校	出雲市
浜田高等技術校	浜田市
益田高等技術校	益田市

- 2 次の表の左欄に掲げる高等技術校に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループ又は担当を置く。

高等技術校	グループ又は担当
松江高等技術校	総務グループ、指導グループ
出雲高等技術校	総務グループ、指導グループ、能力開発グループ、障害者訓練スタッフ
浜田高等技術校	総務担当、指導グループ
益田高等技術校	

- 3 高等技術校の業務は、次のとおりとする。

- (1) 職業訓練の計画及び実施に関すること。
- (2) 訓練生の募集、入校選考及び就職に関すること。
- (3) 職業能力開発に関する相談及び指導に関すること。
- (4) 寄宿舎の管理運営に関すること（浜田高等技術校及び益田高等技術校を除く。 ）。

第 8 節 土木部の主管に属する機関

(県土整備事務所)

第68条 島根県行政機関等設置条例第 8 条第 1 項の規定により設置された県土整備事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
松江県土整備事務所	松江市	松江市、安来市、八束郡
雲南県土整備事務所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡
出雲県土整備事務所	出雲市	出雲市、簸川郡
県央県土整備事務所	邑智郡川本町	大田市、邑智郡
浜田県土整備事務所	浜田市	浜田市、江津市
益田県土整備事務所	益田市	益田市、鹿足郡

- 2 次の表の左欄に掲げる県土整備事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、県土整備事務所又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

県土整備事務所	部	グループ、スタッフ又は担当
松江県土整備事務所	業務部	総務グループ、契約業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ、用地第三グループ、用地スタッフ
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	農林工務部	農村整備グループ、ほ場整備グループ、農道整備グループ、用水・防

		災グループ、治山・林道グループ
	土木工務部	道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川港湾グループ、砂防グループ、都市整備グループ
	建築部	建築グループ
		技術管理スタッフ
雲南県土整備事務所	業務部	総務グループ、用地グループ
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	農林工務部	農村整備グループ、農道・防災グループ、治山・林道グループ
	土木工務部	道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川砂防グループ
	建築部	
		技術管理スタッフ、志津見ダム・尾原ダム対策スタッフ
出雲県土整備事務所	業務部	総務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ
	維持管理部	管理グループ、維持第一グループ、維持第二グループ
	農林工務部	農村整備グループ、ほ場整備グループ、農道整備グループ、水利・防災グループ、治山・林道グループ
	土木工務部	道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河港砂防グループ、都市河川グループ、都市整備グループ
	建築部	建築グループ
		技術管理スタッフ、放水路対策スタッフ
県央県土整備事務所	業務部	総務グループ、用地グループ
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	農林工務部	農村整備グループ、農道・防災グループ、治山・林道グループ
	土木工務部	道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川砂防グループ
	建築部	
		技術管理スタッフ
浜田県土整備事務所	業務部	総務グループ、用地グループ、高速道用地スタッフ
	維持管理部	管理第一グループ、管理第二グループ、維持グループ
	農林工務部	農村整備グループ、農道整備第一グループ、農道整備第二グループ、治山・林道グループ
	土木工務部	道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河港砂防第一グループ、河港砂防第二グループ
	建築部	建築グループ
		技術管理スタッフ
益田県土整備事務所	業務部	総務グループ、用地グループ
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	農林工務部	農村整備グループ、農道・防災グループ、治山・林道グループ
	土木工務部	道路建設グループ、河港砂防グループ、都市整備グループ、ダム建設グループ
	建築部	建築グループ
		技術管理スタッフ

3 県土整備事務所に事業所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
松江県土整備事務所広瀬土木事業所	安来市
雲南県土整備事務所仁多土木事業所	仁多郡奥出雲町
県央県土整備事務所大田事業所	大田市
益田県土整備事務所津和野土木事業所	鹿足郡津和野町

4 次の表の左欄に掲げる事業所に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループを置く。

事 業 所	グ ル ー プ
松江県土整備事務所広瀬土木事業所	業務グループ、維持管理グループ、道路建設グループ、河港砂防グループ
雲南県土整備事務所仁多土木事業所	業務グループ、維持管理グループ、工務グループ
県央県土整備事務所大田事業所	業務グループ、維持管理グループ、農村整備グループ、土木工務グループ
益田県土整備事務所津和野土木事業所	業務グループ、維持管理グループ、道路建設グループ、河川砂防グループ

5 次の表の左欄に掲げる県土整備事務所の部又は事業所に管理所を置き、その名称及び位置は、それぞれ同表の中欄及び右欄のとおりとする。

部又は事業所	名 称	位 置
松江県土整備事務所広瀬土木事業所	松江県土整備事務所布部ダム管理所	安来市
浜田県土整備事務所維持管理部	浜田県土整備事務所八戸ダム管理所	江津市
	浜田県土整備事務所浜田ダム管理所	浜田市
	浜田県土整備事務所浜田港湾管理所	浜田市
益田県土整備事務所維持管理部	益田県土整備事務所石見空港管理所	益田市

6 部、事業所、管理所及びスタッフの所掌事務は、次のとおりとする。

業務部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 集合庁舎の管理に関すること（雲南県土整備事務所及び県央県土整備事務所に限る。ただし、県央県土整備事務所にあつては、秩序維持に係る業務に限る。）。
- (3) 集合庁舎において集中管理する県有自動車に関すること。
- (4) 邑智郡における防災活動の推進及び災害対策等の連絡調整並びに国民保護に関すること（県央県土整備事務所に限る。）。
- (5) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- (6) 建設業に関すること。
- (7) 建設工事統計及び建設業務統計に関すること。
- (8) 水防に関すること。
- (9) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関することを除く。）。
- (10) 斐伊川・神戸川治水事業の調整に関すること（雲南県土整備事務所及び出雲県土整備事務所に限る。）。
- (11) 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
- (12) 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
- (13) 農地等の換地に関すること（県営分に限る。）。
- (14) 治山・林道事業に伴う補償に関すること。
- (15) 一般国道 9 号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること

(浜田県土整備事務所に限る。)。

(16) 一般国道9号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事(浜田県土整備事務所に限る。)。

(17) 他部の所掌に属しない事項に関する事。

維持管理部(松江県土整備事務所にあつては第18号及び第19号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するものを、雲南県土整備事務所及び県央県土整備事務所にあつては第3号、第4号及び第8号に規定する事務を、浜田県土整備事務所にあつては浜田港湾管理所の所掌に属するもの並びに第18号及び第19号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するものを除く。)

(1) 道路の管理及び工事(維持修繕工事に限る。次号、第4号及び第5号において同じ。) の執行に関する事。

(2) 河川の管理及び工事の執行に関する事。

(3) 港湾の管理に関する事。

(4) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事(土木部の所掌に属するものに限る。次号、第11号、第14号及び第15号において同じ。)。

(5) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。

(6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。

(7) 都市計画法の施行に関する事。

(8) 県立都市公園の管理に関する事。

(9) 都市公園、下水道及び土地区画整理並びに駐車場法の施行に関する事(下水道にあつては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。)。

(10) 国土交通省所管の国有財産の管理に関する事。

(11) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。

(12) 屋外広告物に関する事。

(13) 景観に関する事。

(14) 公有水面の埋立てに関する事。

(15) 砂利採取法の施行に関する事。

(16) 採石法の施行に関する事。

(17) 優良宅地の認定に関する事。

(18) 洪水予報及び洪水調節に関する事。

(19) ダム(農地防災ダムを含む。) 及びその附属施設の管理及び調査に関する事。

(20) 代行干拓及び補助干拓事業で造成した施設の管理に関する事。

(21) 第1号から第5号まで、第8号及び第9号に係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

農林工務部

(1) 土地改良事業等の実施及び指導に関する事。

(2) 土地改良財産の管理(干拓事業で造成した施設を除く。) 及び処分に関する事。

(3) 地すべり防止区域内の事業の実施に関する事(農地及び林野に係るものに限る。)。

(4) 海岸保全区域内の事業の実施に関する事(農地に係るものに限る。)。

(5) 農地及び農業用施設の災害復旧事業(関連事業を含む。) の実施及び指導に関する事。

(6) 土地改良事業等に係る設計基準に関する事。

(7) 雲南市地内の稗原地区営かんがい排水事業に関する事(出雲県土整備事務所に限る。)。

(8) 林道事業の実施及び指導に関する事。

(9) 林道の災害復旧事業の指導に関する事。

(10) 県有林内林道の災害復旧事業の実施に関する事。

(11) 治山事業に関する事。

(12) 林地荒廃防止施設及び林地の災害復旧事業の実施及び指導に関する事。

土木工務部(松江県土整備事務所にあつては第4号、第6号及び第10号に規定する事務を、雲南県土整備事務所にあつては第4号、第6号、第7号、第10号及び第12号に規定する事務を、出雲県土整備事務所にあつては第4号及び第6号に規定する事務を、県央県土整備事務所にあつては第4号から第7号まで、第10号及び第12号に規定する事務を、浜田県土整備事務所にあつては第6号及び第12号に規定する事務を、益田県土整備事務所にあつては第12号に規定する事務を除く。)

- (1) 道路の工事(維持修繕工事を除く。次号、第7号及び第8号において同じ。)の執行に関する事。
- (2) 高速道路及び一般国道9号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う調整に関する事。
- (3) 河川の工事の執行に関する事。
- (4) ダムに係る工事の執行に関する事。
- (5) 港湾の工事の執行に関する事。
- (6) 空港の工事の執行に関する事。
- (7) 海岸保全区域の工事の執行に関する事(土木部の所掌に属するものに限る。)
- (8) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関する事(土木部の所掌に属するものに限る。)
- (9) 街路の工事の執行に関する事。
- (10) 公園の工事の執行に関する事。
- (11) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関する事。
- (12) 下水道の工事の執行に関する事。
- (13) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事(技術に関するものに限る。)
- (14) 第1号から第12号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

建築部

- (1) 建築物の建築基準及び建築士に関する事。
- (2) 宅地造成等規制法の施行に関する事。
- (3) 宅地建物取引業に関する事。
- (4) 市町村等の建築物(国庫補助金又は県費補助金の伴うものに限る。)の指導及び検査に関する事。
- (5) 県営住宅の管理に関する事。
- (6) 住宅の需給計画に関する事。
- (7) がけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。
- (8) 住宅地区改良事業等に関する事。
- (9) 市街地再開発事業(土木部建築住宅課の所掌に属するものに限る。)に関する事。
- (10) 建築の統計に関する事。
- (11) 住宅金融公庫からの受託業務に関する事。
- (12) 県有建築物の建築及び修繕工事に関する事。
- (13) 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関する事。
- (14) 建築工事及び修繕工事の検査に関する事。
- (15) 優良住宅の認定に関する事。
- (16) 県有建築物の保全に関する事。
- (17) 県有建築物の定期点検に関する事。

技術管理スタッフ

- (1) 工事検査に関する事。
- (2) 土木工事の施工管理に関する事。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関する事。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事。
- (5) 建設副産物対策に関する事。

(6) 土木技術等に関すること。

志津見ダム・尾原ダム対策スタッフ

志津見ダム・尾原ダム事業に係る事業調整に関すること。

放水路対策スタッフ

斐伊川放水路事業に係る事業調整に関すること。

事業所

- (1) 水防に関すること。
- (2) 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
- (3) 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
- (4) 道路の管理及び工事の執行に関すること。
- (5) 一般国道 9 号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う調整に関すること（大田事業所に限る。）。
- (6) 河川の管理及び工事の執行に関すること。
- (7) 港湾の管理及び工事の執行に関すること（仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）。
- (8) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）。
- (9) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。第15号、第18号及び第19号において同じ。）。
- (10) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
- (11) 都市計画法の施行に関すること。
- (12) 都市公園、下水道及び土地区画整理並びに駐車場法の施行に関すること（下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。
- (13) 街路の工事の施行に関すること。
- (14) 国土交通省所管の国有財産の管理に関すること。
- (15) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関すること。
- (16) 屋外広告物に関すること。
- (17) 景観に関すること。
- (18) 公有水面の埋立てに関すること。
- (19) 砂利採取法の施行に関すること（広瀬土木事業所、仁多土木事業所及び津和野土木事業所にあつては、河川区域内における砂利採取計画の認可に関することに限る。）。
- (20) 採石法の施行に関すること（大田事業所に限る。）。
- (21) 優良宅地の認定に関すること。
- (22) 洪水予報及び洪水調節に関すること。
- (23) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること。
- (24) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
- (25) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものに限る。）。
- (26) 大田市における次に掲げる事項に関すること（大田事業所に限る。）。
 - ア 土地改良事業等の実施及び指導に関すること。
 - イ 土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。
 - ウ 農地等の換地に関すること（県営分に限る。）。
 - エ 土地改良財産の管理（干拓事業で造成した施設を除く。）及び処分に関すること。
 - オ 地すべり防止区域内の事業の実施、指導及び管理に関すること（農地に係るものに限る。）。
 - カ 海岸保全区域内の事業の実施、指導及び管理に関すること（農地に係るものに限る。）。
 - キ 農地防災ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること。
 - ク 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。

ケ 土地改良事業等に係る設計基準に関すること。

(27) 第 4 号、第 6 号から第 9 号まで、第11号、第12号及び第24号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

ダム管理所

- (1) 洪水予報及び洪水調節に関すること。
- (2) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること（技術に関することに限る。）。

空港管理所

空港及びその附属施設の管理に関すること。

浜田港湾管理所

- (1) 浜田港、三隅港及び江津港の管理に関すること。
- (2) 浜田ポートセンターの管理に関すること。

（河川総合開発事務所）

第69条 大長見ダム、浜田第二ダム、浜田再開発ダム、波積ダム及び矢原川ダムの建設に関する業務を行わせるため、浜田河川総合開発事務所を設置する。

- 2 浜田河川総合開発事務所は、浜田市に置く。
- 3 浜田河川総合開発事務所に、業務グループ、建設グループ、開発グループ、技術管理スタッフ及び用地スタッフを置く。
- 4 浜田河川総合開発事務所の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
 - (2) ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
 - (3) ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
 - (4) ダムに係る調査及び工事の執行に関すること。

（高規格道路事務所）

第70条 中国横断自動車道尾道松江線及び山陰自動車道（以下「高規格幹線道路」という。）の建設事業の促進並びに地域高規格道路境港出雲道路松江第五大橋道路（以下「松江第五大橋道路」という。）建設事業並びに当該事業に関連する業務を行わせるため、高規格道路事務所を設置する。

- 2 高規格道路事務所は、松江市に置く。
- 3 高規格道路事務所に、次の表の左欄に掲げる部を置き、高規格道路事務所又は同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	グループ又はスタッフ
業務部	業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ、用地第三グループ、用地調整スタッフ
高速道用地部	高速道用地グループ
工務部	高速道路グループ、第五大橋第一グループ、第五大橋第二グループ
	技術管理スタッフ

- 4 高規格道路事務所の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
 - (2) 高規格幹線道路建設事業及び松江第五大橋道路建設事業並びにこれらに関連する事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
 - (3) 高規格幹線道路建設事業及び松江第五大橋道路建設事業並びにこれらに関連する事業の施行に伴い取得した土地等の登記に関すること。
 - (4) 高規格幹線道路建設事業に関連する事業及び松江第五大橋道路建設事業並びにこれらに関連する事業の工事の執行に関すること。
 - (5) 高規格幹線道路建設事業の施行に伴う調整に関すること。

(6) 高規格幹線道路建設事業及び松江第五大橋道路建設事業に伴う市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること。
(空港管理事務所)

第71条 島根県空港条例(昭和40年島根県条例第19号)第2条の規定により設置された出雲空港を管理させるため、出雲空港管理事務所を設置する。

- 2 出雲空港管理事務所は、簸川郡斐川町に置く。
- 3 出雲空港管理事務所に、業務グループ、施設グループ、調整スタッフ、工務スタッフ及び技術管理スタッフを置く。
- 4 出雲空港管理事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 出雲空港及びその附属施設の管理に関すること。
- (2) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- (3) 空港整備事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償並びに出雲空港の運用に伴う損害の賠償に関すること。
- (4) 空港整備事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。

(宍道湖流域下水道管理事務所)

第72条 島根県流域下水道条例(昭和56年島根県条例第11号)第2条の規定により設置された宍道湖流域下水道を管理させるため、宍道湖流域下水道管理事務所を設置する。

- 2 宍道湖流域下水道管理事務所は、松江市に置く。
- 3 宍道湖流域下水道管理事務所に、維持管理グループを置く。
- 4 宍道湖流域下水道管理事務所に支所を置き、その名称、位置及び担当する処理区は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	担当する処理区
宍道湖流域下水道管理事務所西部支所	出雲市	西部処理区

- 5 宍道湖流域下水道管理事務所の業務は、次のとおりとする。
- (1) 水質分析に関すること。
- (2) 関連公共下水道の接続及び流入の審査並びに立会いに関すること。
- (3) 処理施設の改築、維持管理及び運転操作の指導監督に関すること。

第9節 職制

(職及び職務)

第73条 地方機関においては、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

組 織	職	職 務
地方機関	支庁長	上司の命を受け、地方機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	所長	
	学長	
	館長	
	校長	
	院長	
	学院長	
	園長	
	センター長	
局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	部長	
部	部長	

地 方 機 関 の 内 部 組 織 等	福祉事務所	所長	上司の命を受け、福祉事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	保健所	所長	上司の命を受け、保健所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	グループ	課長（中山間地域研究センター（総務グループを除く。）、保健環境科学研究所の保健科学部及び環境科学部、湖陵病院の栄養管理グループ、農業技術センターの栽培研究部、資源環境研究部及び加工研究部、畜産技術センターの生産技術部及び育種改良部、水産技術センターの漁業生産部、内水面浅海部及び栽培漁業部並びに産業技術センターの技術部及び浜田技術センターにあっては、科長）	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	商工労政事務所	商工労政事務所長	上司の命を受け、商工労政事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	事務所	事務所長	上司の命を受け、事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	館	館長	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	管理所	管理所長	上司の命を受け、管理所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	事業所	事業所長	上司の命を受け、事業所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	事業部	事業部長	上司の命を受け、事業部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	室	室長	上司の命を受け、室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	科	科長（県立病院の医療局に置かれた科にあっては部長、看護局に置かれた科にあっては看護師長）	上司の命を受け、科の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	分室	分室長	上司の命を受け、分室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	出張所	出張所長	上司の命を受け、出張所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	指導所	指導所長	上司の命を受け、指導所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞ

れ同表の右欄のとおりとする。

組 織	職	職 務
中央病院の医療局及び医療技術局	次長	局長を補佐する。
県立病院の看護局		
県立大学	副学長	学長を補佐する。
美術館	副館長	館長を補佐する。
芸術文化センター	副センター長	センター長を補佐する。
産業技術センター	副所長	所長を補佐する。
消防学校	教頭	校長を補佐する。
出雲高等技術校		
中央病院の地域医療連携室	室長補佐	室長を補佐する。
湖陵病院の看護局	看護師長	上司の命を受け、看護に関する事務を処理し、看護師を指揮監督する。

3 前2項に規定する職のほか、必要と認めるときは、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

組 織	職	職 務
看護短期大学	副学長	学長を補佐する。
県立病院	副院長	院長を補佐する。
地方機関	総合調整監	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
	調整監	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
	企画幹	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
保健所	医長	上司の命を受け、健康診査に関する事務を処理する。
県立病院の医療局（臨床検査科、薬剤科及び医療相談科を除く。）		部長を補佐し、診療に関する事務を処理する。
中央病院の薬剤局及び医療技術局の科	副科長	科長を補佐する。
湖陵病院の医療局	技師長	上司の命を受け、医療技術に関する事務を処理し、技師を指揮監督する。
	副技師長	技師長を補佐する。
県立病院の看護局	副看護師長	看護師長を補佐する。

(充てられる職等)

第74条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

充てられる職	充てる職
隠岐支庁農林局家畜衛生部長	東部農林振興センター松江家畜衛生部長
中央児童相談所隠岐相談室長	隠岐福祉事務所長
病虫害防除所長	農業技術センター資源環境研究部長
松江家畜保健衛生所長	東部農林振興センター松江家畜衛生部長
出雲家畜保健衛生所長	東部農林振興センター出雲家畜衛生部長
江津家畜保健衛生所長	西部農林振興センター江津家畜衛生部長
益田家畜保健衛生所長	西部農林振興センター益田家畜衛生部長
松江家畜保健衛生所隠岐支所長	隠岐支庁農林局家畜衛生部家畜衛生スタッフ企画幹

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる組織（当該組織の内部組織を含む。）に置かれる職は、それぞれ

当該職に相当する職で同表の右欄に掲げる組織（当該組織の内部組織を含む。）に置かれたものにある者をもって充てる。

充てられる職が置かれる組織	充てる職が置かれる組織
隠岐支庁県民局税務グループ	東部県民センター税務部隠岐税務グループ
雲南保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ	松江保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ
県央保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ	出雲保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ
益田保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ	浜田保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ
隠岐保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ	松江保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ
病虫害防除所	農業技術センター資源環境研究部害虫グループ
松江家畜保健衛生所	東部農林振興センター松江家畜衛生部
出雲家畜保健衛生所	東部農林振興センター出雲家畜衛生部
江津家畜保健衛生所	西部農林振興センター江津家畜衛生部
益田家畜保健衛生所	西部農林振興センター益田家畜衛生部

第 5 章 附属機関

（名称等）

第75条 法令又は条例により設置された附属機関の名称、担任する事務及び当該附属機関の庶務を担当する課又は室は、次の表のとおりである。

名 称	担 任 す る 事 務	庶務を担当する課又は室
法令によるもの		
私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条第1項の規定によるその権限に属せしめられた事項の審議及び同条第2項の規定による知事に対する建議に関する事務	総務課
島根県職員委員会	地方自治法施行規程第25条第2項に規定する事務	人事課
島根県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目に関する事項、同法第419条第1項の規定による勧告に関する事項その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関する事務	税務課
島根県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による島根県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	消防防災課
島根県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及びその重要事項に関し知事に対する意見具申に関する事務	
自治紛争処理委員	法第251条第1項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争がある場合における調停に関する事務	市町村課
島根県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による島根県交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画及び実施の推進並び	交通対策課

	に關係行政機關の連絡調整に關する事務	
島根県国土利用計画審議会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項の規定によるその権限を属せられた事項の調査審議並びに知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	土地資源対策課
島根県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第1項の規定によるその権限に属せられた規制区域の指定等並びに土地に関する権利の移転等及び遊休土地に関する事項の処理に関する事務	
島根県自然環境保全審議会	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属せられた事項及び自然環境の保全に関する重要事項についての調査審議に関する事務	自然環境課
島根県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	環境政策課
島根県社会福祉審議会	社会福祉法第7条及び島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成10年島根県条例第22号）の規定による社会福祉及び児童福祉に関する事項の調査審議、關係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	地域福祉課
島根県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定によるその権限に属せられた事項の調査審議及び知事の諮問による県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療対策課
准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	
島根県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服についての審査に関する事務	健康推進課
島根県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第2項の規定による障害者に関する施策の推進について必要な關係行政機関相互の連絡調整に関する事務	障害者福祉課
島根県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定による介護給付費等に係る処分に対する不服についての審査に関する事務	
島根県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	
島根県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による措置入院者等に係る入院の必要性についての審査及び同法第38条の5第2項の規定による精神病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に関する事務	

島根県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第 1 項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第 4 項の規定による同法施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議並びに物価統制令（昭和21年勅令第118号）第 4 条の規定による統制額の指定に係る事項の調査審議に関する事務	薬事衛生課
島根県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の 8 第 4 項（同法第58条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する事務	
松江・隠岐結核診査協議会	結核予防法（昭和26年法律第96号）第48条第 1 項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請の審議に関する事務	
雲南・出雲結核診査協議会		
県央・浜田結核診査協議会		
益田結核診査協議会		
感染症診査協議会（協議会の名称は、その置かれた保健所の名称を冠する。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第 1 項の規定による患者の入院の勧告及び入院期間の延長に関する事項の審議に関する事務	
島根県公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第 4 条の規定による指定疾病患者である旨の認定、同法第25条の規定による障害補償費の支給及び同法第29条の規定による遺族補償費の支給についての知事に対する意見の答申に関する事務	
島根県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第 2 項の規定によるその権限に属せられた事項及び森林に関する重要事項についての知事に対する答申並びに同条第 3 項の規定による関係行政庁に対する建議に関する事務	農林水産総務課
島根県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第 1 項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに同法第143条の 2 第 2 項の規定による農業災害の発生、予防及び防止に関する事項並びに共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務	農業経営課
島根県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第 1 項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項の関係行政機関に対する建議に関する事務	労働政策課
島根県建設工事紛争審査会	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条第 2 項の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事務	土木総務課
島根県事業認定審議会	土地収用法第25条の 2 第 2 項の規定による事業認定に係る調査審議に関する事務	用地対策課
島根県地方港湾審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の 2 第 1 項の規定による県の管理する重要港湾に係る重要事項についての調査審議に関する事務	港湾空港課

島根県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項の規定によるその権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項についての調査審議並びに同条第2項の規定による関係行政機関に対する建議に関する事務	都市計画課
島根県開発審査会	都市計画法第34条第10号及び同法第78条第1項の規定による市街化調整区域に係る開発行為についての知事に対する答申及び審査請求に対する裁決に関する事務	
島根県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定による同法に規定する許可等に対する同意及び特定行政庁、建築主事等の処分等に対する審査請求の裁決並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築住宅課
島根県建築士審査会	建築士法（昭和25年法律第202号）第28条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事務（都道府県指定試験機関が行う事務を除く。）並びに同法に規定する建築士に対する懲戒処分の同意及び都道府県指定試験機関の指定又は指定の取消しの処分等についての知事に対する答申	
条例によるもの		
島根県総合開発審議会	県の総合開発に関する重要事項についての調査審議に関する事務	政策企画監室
島根県情報公開審査会	島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第20条第1項の規定により諮問された事項についての審議並びに情報公開制度に関する重要な事項についての答申及び建議に関する事務	総務課
島根県個人情報保護審査会	島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第34条第1項の規定により諮問された事項についての審議並びに個人情報保護制度に関する重要な事項についての答申及び建議に関する事務	
島根県特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬並びに知事、副知事及び出納長の給料の改定についての審議に関する事務	人事課
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する決定に対する不服の審査に関する事務	
公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の受けた災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについての調査審議に関する事務	
島根県原子力発電調査委員会	原子力発電の開発に関する重要事項の調査審議に関する事務	土地資源対策課
島根県消費生活審議会	消費者の利益の擁護及び増進に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境生活総務課
島根県男女共同参画審議会	男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	
島根県芸術文化センター協議会	島根県芸術文化センターの運営に関しセンター長の諮問に応ずるとともに、センター長に対して意見を述べること。	文化国際課
島根県環境影響評価技術審査会	環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項の調査審議に関する事務	環境政策課

島根県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第 2 条第 1 項の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な重要事項の調査審議及び総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整並びに同条第 2 項の規定による知事及びその区域内にある関係行政機関に対する意見具申に関する事務	青少年家庭課
島根県ひとにやさしいまちづくり審議会	ひとにやさしいまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務	障害者福祉課
島根県農政審議会	農業施策に関する重要事項の調査審議に関する事務	農林水産総務課
島根県水産振興審議会	水産振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	
島根県みつばち転飼調整審議会	みつばちのほう群の配置の適正を図るために必要な事項の調査審議に関する事務	農畜産振興課
島根県卸売市場審議会	卸売市場整備計画その他卸売市場に関する重要事項についての調査審議に関する事務	しまねブランド推進課
漁港管理会	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第27条第 2 項の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務	漁港漁場整備課
島根県観光審議会	観光開発及び観光事業の振興について必要な事項の調査審議に関する事務	観光振興課
島根県中小企業調停審議会	組合協約に関する重要事項、団体協約についてのあっせん又は調停に関する事項及び中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項の調査審議に関する事務	経営支援課
島根県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第 8 条第 1 項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び同条第 2 項の規定による関係機関に対する意見を述べることにに関する事務	河川課
島根県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項についての調査審議に関する事務	都市計画課
島根県景観審議会	景観形成に関する事項の調査審議に関する事務	

2 前項に掲げる附属機関の組織及び委員その他の職員については、法令又は条例に定めがあるもののほか、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の島根県行政組織規則の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この規則による改正後の島根県行政組織規則の相当規定に基づいて行った手続その他の行為とみなす。

（存置期限）

3 第12条第 1 項又は第 5 項の表に掲げるスタッフ又は室のうち、次の表の左欄に掲げるスタッフ又は室は、それぞれ同表の右欄に定める日まで置かれるものとする。

スタッフ又は室	存 置 期 限
竹島担当スタッフ	平成21年 3 月31日
県有財産活用推進スタッフ	平成23年 3 月31日
安全・安心スタッフ	平成21年 3 月31日
医療制度改革スタッフ	平成20年 3 月31日
少子高齢スタッフ	平成20年 3 月31日

法人設立準備室	平成19年3月31日
権限移譲推進室	平成21年3月31日
貿易促進支援室	平成21年3月31日

4 第68条第2項の表に掲げるグループのうち、次の表の左欄に掲げるグループは、それぞれ同表の右欄に定める日まで置かれるものとする。

グ ル ー プ	存 置 期 限
出雲県土整備事務所都市整備グループ	平成19年3月31日
益田県土整備事務所ダム建設グループ	平成19年3月31日

(職務)

5 西部県民センター県央事務所長及び益田事務所長の職務は、当分の間、第73条第1項の表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

地域振興に係る連絡調整に関すること。

(建設業法施行細則の一部改正)

6 建設業法施行細則(昭和24年島根県規則第90号)の一部を次のように改正する。

本則中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

7 建築士法施行細則(昭和25年島根県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第2条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部改正)

8 建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則(昭和26年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第4条中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。

(契約に関する行為を部局の長に委任する規則の一部改正)

9 契約に関する行為を部局の長に委任する規則(昭和31年島根県規則第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成15年島根県規則第30号)第21条」を「平成18年島根県規則第17号)第17条」に改める。

(島根県工事検査規則の一部改正)

10 島根県工事検査規則(昭和38年島根県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「土木部」の次に「又は総務部営繕課」を加える。

第8条第2項中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に、「農林振興センター」を「県土整備事務所」に改める。

(島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部改正)

11 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則(昭和39年島根県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

12 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年島根県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(島根県河川管理規則の一部改正)

13 島根県河川管理規則(昭和40年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第4条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

14 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和44年島根県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第6条中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。

(島根県都市計画公聴会規則の一部改正)

- 15 島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。
(2) 該当する支庁又は県土整備事務所
(3) 該当する市役所又は町村役場
(島根県風致地区条例施行規則の一部改正)
- 16 島根県風致地区条例施行規則（昭和45年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。
第10条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。
(土地改良法による国有地取扱規則の一部改正)
- 17 土地改良法による国有地取扱規則（昭和45年島根県規則第47号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。
(島根県都市計画法施行細則の一部改正)
- 18 島根県都市計画法施行細則（昭和46年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。
第20条第 1 項中「、土木建築事務所長」を「又は県土整備事務所長」に、「又は土木建築事務所長」を「又は県土整備事務所長」に改め、同条第 2 項中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。
様式第10号、様式第15号及び様式第16号中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。
(島根県建築基準法施行細則の一部改正)
- 19 島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。
第21条第 1 項及び第 2 項並びに様式第12号の 3 中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。
(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)
- 20 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。
第11条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。
(島根県屋外広告物条例施行規則の一部改正)
- 21 島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。
第 6 条の 2 第 1 項中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。
第12条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。
(租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部改正)
- 22 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 項中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同条第 2 項中「土木建築事務所所管区域」を「県土整備事務所所管区域」に、「当該土木建築事務所」を「当該県土整備事務所」に改める。
(島根県立都市公園条例施行規則の一部改正)
- 23 島根県立都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号）の一部を次のように改正する。
第 3 条、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条及び第 9 条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。
第11条第 1 項中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。
第16条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。
様式第 1 号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に、「~~島根県土木建築事務所長~~」を「~~島根県土木建築事務所長~~」に改める。
様式第 2 号中「土木建築事務所長 様」を「県土整備事務所長 様」に、「島根県土木建築事務所長」を「島根県
県土整備事務所長」に改める。
様式第 6 号中「土木建築事務所長 様」を「県土整備事務所長 様」に改める。
様式第 8 号中「島根県土木建築事務所長」を「島根県 県土整備事務所長」に改める。
(島根県道路管理規則の一部改正)
- 24 島根県道路管理規則（昭和53年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。
第15条第 1 項中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。
(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

- 25 貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和58年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。
第3条中「浜田商工労政事務所」を「西部県民センター」に改める。
（島根県立短期大学条例施行規則の一部改正）
- 26 島根県立短期大学条例施行規則（平成5年島根県規則第21号）の一部を次のように改正する。
第8条中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に改める。
（公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部改正）
- 27 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。
第3条第2号中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に改める。
（島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正）
- 28 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。
第12条第2項、様式第1号、様式第4号及び様式第5号中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。
（島根県立大学条例施行規則の一部改正）
- 29 島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項第2号中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に、「第85条第2項」を「第73条第2項」に改め、同項第5号中「第25条第3項」を「第24条第3項」に、「第85条第1項」を「第73条第1項」に改め、同項第6号中「第25条第2項」を「第24条第2項」に、「第85条第1項」を「第73条第1項」に改め、同項第8号中「第25条第2項」を「第24条第2項」に、「第85条第1項」を「第73条第1項」に改める。
（島根県公文書管理規則の一部改正）
- 30 島根県公文書管理規則（平成13年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に、「第16条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第3号中「第3条第5項」を「第3条第4項」に改める。
（島根県種牛譲渡規則の一部改正）
- 31 島根県種牛譲渡規則（平成13年島根県規則第27号）の一部を次のように改正する。
第1条中「島根県立畜産技術センター」を「畜産技術センター」に改める。
第2条中「島根県立畜産技術センター」を「畜産技術センター所長」に改める。
様式第1号及び様式第2号中「島根県立畜産技術センター所長」を「畜産技術センター所長」に改める。
（島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部改正）
- 32 島根県種雄牛精液等譲渡規則（平成13年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。
第1条中「採取」を「採取し、」に、「島根県種畜センター」を「畜産技術センター（以下「センター」という。）」に、「島根県畜産技術センター」を「センター」に改める。
第2条中「島根県立種畜センター所長に」を削り、「島根県立畜産技術センター所長」を「センター所長（以下「所長」という。）」に改める。
第3条中「島根県立種畜センター所長又は島根県立畜産技術センター所長（以下これらを「所長」という。）」を「所長」に改める。
様式第1号中「島根県立種畜センター所長」を「島根県畜産技術センター所長」に改める。
様式第2号中「島根県立畜産技術センター所長」を「島根県畜産技術センター所長」に、「すること」を「すること。」に改める。
様式第3号中「島根県立種畜センター所長」を「島根県畜産技術センター所長」に改める。
様式第4号中「島根県立畜産技術センター所長」を「島根県畜産技術センター所長」に改める。
（解体工事業に係る登録に関する規則の一部改正）
- 33 解体工事業に係る登録に関する規則（平成13年島根県規則第65号）の一部を次のように改正する。
第3条中「土木建築事務所所長」を「県土整備事務所所長」に改める。
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正）
- 34 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第9号）の一部を

次のように改正する。

第11条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)

35 島根県砂防指定地管理条例施行規則(平成15年島根県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第10条中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

「島 根 県 知 事」「島 根 県 知 事
様式第10号中 支 庁 長 を 支 庁 長 に改める。
土木建築(土木)事務所長」 県土整備事務所長」

